

# 東成瀬村森林整備計画

計画期間

自	令和 7 年 4 月 1 日
至	令和 1 7 年 3 月 3 1 日

(令和 7 年 3 月策定)

秋 田 県  
東 成 瀬 村

# ～ 東成瀬村森林整備計画 目 次 ～

I	伐採、造林、保育その他森林の整備に関する基本的な事項	
1	森林整備の現状と課題	1
2	森林整備基本方針	2
3	森林施業の合理化に関する基本方針	5
II	森林の整備に関する事項	
第1	森林の立木竹の伐採に関する事項（間伐に関する事項を除く。）	
1	樹種別の立木の標準伐期齢	6
2	立木の伐採（主伐）の標準的な方法	6
3	その他必要な事項	8
第2	造林に関する事項	
1	人工造林に関する事項	10
2	天然更新に関する事項	11
3	植栽によらなければ適確な更新が困難な森林に関する事項	13
4	森林法第10条の9第4項の規定に基づく伐採の中止又は造林をすべき旨の命令の基準	13
5	その他必要な事項	13
第3	間伐を実施すべき標準的な林齢、間伐及び保育の標準的な方法 その他間伐及び保育の基準	
1	間伐を実施すべき標準的な林齢及び間伐の標準的な方法	14
2	保育の種類別の標準的な方法	14
3	その他必要な事項	16
第4	公益的機能別施業森林等の整備に関する事項	
1	公益的機能別施業森林の区域及び当該区域内における施業の方法	17
2	木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林の区域及び当該区域内における施業の方法	19
3	その他必要な事項	19
第5	委託を受けて行う森林の施業又は経営の実施の促進に関する事項	
1	森林の経営の受委託等による森林の経営の規模の拡大に関する方針	20
2	森林の経営の受委託等による森林の経営の規模の拡大を促進するための方策	20
3	森林の経営の受託等を実施する上で留意すべき事項	20
4	森林経営管理制度の活用に関する事項	20
5	その他必要な事項	21
第6	森林施業の共同化の促進に関する事項	
1	森林施業の共同化の促進に関する方針	22
2	施業実施協定の締結その他森林施業の共同化の促進方策	22
3	共同して森林施業を実施する上で留意すべき事項	22
4	その他必要な事項	22
第7	作業路網その他森林の整備のために必要な施設の整備に関する事項	
1	効率的な森林施業を推進するための路網密度の水準および作業システムに関する事項	23
2	路網整備と併せて効率的な森林施業を推進する区域に関する事項	24
3	作業路網の整備に関する事項	24
4	その他必要な事項	25
第8	その他必要な事項	
1	林業に従事する者の養成及び確保に関する事項	26
2	森林施業の合理化を図るために必要な機械の導入の促進に関する事項	26
3	林産物の利用の促進のために必要な施設の整備に関する事項	27

III	森林の保護に関する事項	
第1	鳥獣害の防止に関する事項	
1	鳥獣害防止森林区域及び当該区域内における鳥獣害の防止の方法	28
2	その他必要な事項	28
第2	森林病虫害の駆除及び予防、火災の予防その他の森林の保護に関する事項	
1	森林病虫害等の駆除又は予防の方法等	28
2	鳥獣害対策の方法（第1に掲げる事項を除く）	28
3	林野火災の予防の方法	29
4	森林病虫害の駆除等のための火入れを実施する場合の留意事項	29
5	その他必要な事項	30
IV	森林の保健機能の増進に関する事項	
1	保健機能森林の区域	31
2	保健機能森林の区域内の森林における造林、保育、伐採 その他の施業の方法に関する事項	31
3	保健機能森林の区域内における森林保健施設の整備に関する事項	32
4	その他必要な事項	32
V	その他森林の整備のために必要な事項	
1	森林経営計画の作成に関する事項	33
2	生活環境の整備に関する事項	33
3	森林整備を通じた地域振興に関する事項	33
4	森林の総合利用の推進に関する事項	34
5	住民参加による森林の整備に関する事項	34
6	森林経営管理制度に基づく事業に関する事項	34
7	その他必要な事項	35
別表1	公益的機能別施業森林の区域 及び木材等生産機能の維持増進を図る森林の区域	37
別表2	公益的機能別施業森林及び木材等生産機能の維持増進を図る森林 における区域別森林の施業方法	41
別表3	計画期間内において間伐を実施する必要があると認められる 森林の所在	45
別表4	基幹路網・細部路網の整備計画	46
別表5	民有林『緑の回廊』設定区域	47
別表6	森林法施行規則（昭和26年農林省令第54号）第33条第1項 第1号口の規定による区域	48
別表7	秋田県水源森林地域の保全に関する条例に定める水源森林地域	48

# I 伐採、造林、保育その他森林の整備に関する基本的な事項

## 1 森林整備の現状と課題

東成瀬村は秋田県南部にある栗駒山系に位置し、東側は岩手県、西側は横手市（旧増田町）・湯沢市（旧皆瀬村）、南側は宮城県、北側は横手市（旧山内村）に隣接している。範囲は南北 29.5 km、東西 16.5 km で南北を縦断するように成瀬川が貫流している。総面積は 203.57 km<sup>2</sup> で、森林が現況森林ベースで 80% を占め、そのうち 50% が国有林である。村を構成する集落は成瀬川に沿い標高 160～440m に散在し、最高峰である秣岳を頂点とする奥羽の山並みに素朴な風情を添えた山村である。

本村の気候は内陸性を示し、積雪寒冷地帯である。4～9月にかけて穏やかな気候であるが、12～2月は奥羽山脈の影響で降雪量が多い。特に山間高地においては最深値 3m に達する積雪があり、特別豪雪地域の指定を受けている。このような条件から、冬期間の農業生産は困難を極め、最近までは所得確保のため出稼ぎ者も多かった。現在でも、生産・交通・消費生活等に気象条件は大きな障害となっている。

地域の幹線は国道 342 号で、集落沿いに流れる成瀬川と並行して南北に走っている。しかし、冬期間は積雪のため桧山台以南が通行止めになり、袋小路と変わる。この間、当村へのアクセスは北部からに限られ、もう一つの国道 397 号の冬期閉鎖と併せて岩手県へのルートは遮断される。これは気象条件ゆえのことではあるが、近年の発展において少なからず障害となっている。

また、人口は年々減少の一途をたどっている。昭和 20 年代には 6 千人を超えていたものが、昭和 60 年代には 3 千人台まで落ち込み、令和 4 年に入ると 2,400 人強となっている。世帯数についても減少傾向にはあるが、人口のそれと比較するとそれほど大きな落ち込みは見られない。これは、世帯内員数の減少となって現れているためである。

このような時代の変化は林業を取り巻く環境を変え、林業活動の停滞も顕著になってきている。特に、昭和 40 年代に一斉造林された林地の保育活動が進まなくなり、枝打や除間伐の適期を逸した面積が増加する傾向にある。また、主伐の適期に達した林分であっても、作業路網の不足や境界不明瞭等の問題により先送りされる傾向が強い。

元来から東成瀬村の林家は零細な規模が多く、兼業部門が経営の比率を占めるにつれ人工林の荒廃が危惧されてきた。今後も県・村・森林組合を中心とした連携を深め、労働環境の向上並びに路網開設による基盤を整備し、造林及び保育事業の推進を図る必要がある。

一方、近年の山林に対するニーズが木材供給のためだけではなく、期待の多様化が進み広葉樹資源の見直しが論じられるようになった。本村にある里山林は、エネルギー需要の変化により、長らく放置されたままにある。最近までこのような薪炭林は拡大造林の対象地とされていたため、パルプ材の需要が減退する中で忘れられた存在となってしまった。しかし、環境重視の流れが里山林の価値を認識させることとなり、当村では平成 3 年度からこれらの埋もれた資源の整備を展開してきた。秋田県の最大河川である雄物川源流部に位置しているこれらの旧薪炭林は、ブナが優占する冷温帯落葉広葉樹林で、下流域のための水源として重要な役割を担っている。

## 2 森林整備の基本方針

### (1) 地域の目指すべき森林資源の姿

森林の整備にあたっては、森林の有する多面的機能を総合的かつ高度に発揮させるため、各機能の充実と機能間の調整を図り、適切な森林施業の実施により、健全な森林資源の維持増進を図る。具体的には、森林の有する水源涵養、山地災害防止／土壌保全、快適環境形成、保健・レクリエーション、文化、生物多様性保全及び木材等生産の各機能を高度に発揮するための適切な森林施業の面的な実施、路網の整備、委託を受けて行う森林施業又は経営の実施、森林病虫害や野生鳥獣による被害対策などの森林の保護等に関する取組を推進する。

各機能の望ましい森林資源の姿は次のとおりとする。

#### ①水源涵養機能

下層植生とともに、樹木の根が発達することにより、水を蓄える隙間に富んだ浸透・保水能力の高い森林土壌を有する森林であって、必要に応じて浸透を促進する施設等が整備されている森林。

#### ②山地災害防止機能／土壌保全機能

下層植生が生育するための空間が確保され、適度な光が射し込み、下層植生とともに樹木の根が深く広く発達し、土壌を保持する能力に優れた森林であって、必要に応じて山地災害を防ぐ施設が整備されている森林。

#### ③快適環境形成機能

樹高が高く、枝葉が多く茂っている等遮蔽能力や汚染物質の吸着能力が高く、諸被害に対する抵抗性が高い森林。

#### ④保健・レクリエーション機能

身近な自然や自然とのふれあいの場として適切に管理され、多様な樹種等からなり、村民等に憩いと学びの場を提供している森林であって、必要に応じて保健・教育活動に適した施設が整備されている森林。

#### ⑤文化機能

史跡・名勝等と一体となって潤いのある自然景観や歴史的風致を構成している森林であって、必要に応じて文化活動に適した施設が整備されている森林。

#### ⑥生物多様性保全機能

原生的な森林生態系、希少な生物が生育・生息している森林、陸地・水域にまたがり特有の生物種が生育・生息している溪畔林などの属地的に機能の発揮が求められている森林。

## ⑦木材等生産機能

林木の生育に適した土壌を有し、木材として利用する上で良好な樹木により構成され生長量が高い森林であって、林道等の基盤施設が適切に整備されている森林。

## (2) 森林整備の基本的な考え方及び森林施業の推進方策

森林整備及び保全の現状と課題を踏まえつつ、雄物川地域森林計画で定める森林の整備及び保全に関する基本的な事項を基本とし、次の7タイプに応じた森林整備を推進することとする。また、水源涵養機能森林のうち、水源涵養保安林や水源地に供される森林など特に高度の水源涵養機能が求められる地域については、秋田県水源森林地域の保全に関する条例（平成26年条例第61号）に基づき、秋田県と連携しながら水源森林地域への指定を推進するものとする。

### ① 水源涵養機能

ダム集水区域や主要な河川の上流に位置する水源地域周辺の森林及び地域の用水源として重要なため池、湧水地及び溪流等の周辺に存する森林については、水源涵養機能の維持増進を図る森林として整備及び保全を推進することとする。

具体的には、洪水の緩和や良質な水の安定供給を確保する観点から、適切な保育・間伐を促進しつつ、下層植生や樹木の根を発達させる施業を基本とするとともに、伐採に伴って発生する裸地については、縮小および分散を図ることとする。また、自然条件や村民のニーズ等に応じ、天然力も活用した施業を推進することとする。

ダム等の利水施設上流部等において、水源涵養の機能が十分に発揮されるよう、保安林の指定やその適切な管理を推進することとする。

水源森林地域は、水源涵養保安林、水源涵養機能維持増進森林としてゾーニングしている森林、東成瀬村、水道事業者等が公共用に利用するために取水している地域周辺の森林について、東成瀬村の意見を踏まえて秋田県が指定する。指定された水源森林地域では、適正な土地利用を確保するために、森林の売買にあたり事前の届出を行うこととする。

### ② 山地災害防止機能／土壌保全機能

山腹崩壊等により人命・人家等施設に被害を及ぼすおそれがある森林等、土砂の流出・崩壊その他山地災害の防備を図る必要のある森林については、山地災害防止機能／土壌保全機能の維持増進を図る森林として整備及び保全を推進することとする。

具体的には、災害に強い土地を形成する観点から、地形、地質等の条件を考慮した上で、林床の裸地化の縮小及び回避を図る施業を推進することとする。また、自然条件や村民のニーズ等に応じ、天然力も活用した施業を推進することとする。

集落等に近接する山地災害の発生の危険性が高い地域等において、土砂の流出防備等の機能が十分に発揮されるよう、保安林の指定やその適切な管理を推進するとともに、溪岸の浸食防止や山脚の固定等を図る必要がある場合には、谷止や土留等の設置を推進することとする。

### ③ 快適環境形成機能

村民の日常生活に密接に関わりを持つ里山林等であって、騒音や粉塵等の影響を緩和する森林及び森林の所在する位置、気象条件等からみて風害、霧害等の気象災害を防止する効果が高い森林については、快適環境形成機能の維持増進を図る森林として整備及び保全を推進することとする。

具体的には、地域の快適な生活環境を保全する観点から、風や騒音等の防備や大気の浄化のために有効な森林の構成の維持を基本とし、樹種の多様性を増進する施業や適切な保育・間伐等を推進することとする。

快適な環境の保全のための保安林の指定やその適切な管理を推進することとする。

### ④ 保健・レクリエーション機能

観光魅力ある高原、溪谷等の自然景観や植物群落を有する森林や森林公園等の施設を伴う森林等、村民の保健・教育的利用等に適した森林については、保健・レクリエーション機能の維持増進を図る森林として整備及び保全を推進することとする。

具体的には、村民に憩いと学びの場を提供する観点から、広葉樹の導入を図る等の多様な森林整備を推進することとする。

また、保健等のための保安林の指定やその適切な管理を推進することとする。

### ⑤ 文化機能

史跡・名勝等の所在する森林や、これらと一体となり優れた自然景観等を形成する森林については、潤いある自然景観や歴史的風致を構成する観点から、文化機能の維持増進を図る森林として整備及び保全を推進することとする。

具体的には、美的景観の維持・形成に配慮した森林整備を推進することとする。

また、風致の保全のための保安林の指定やその適切な管理を推進することとする。

### ⑥ 生物多様性保全機能

すべての森林は多様な生物の生育・生息の場として生物多様性の保全に寄与していることを踏まえ、森林生態系の不確実性を踏まえた順応的管理の考え方にに基づき、時間軸を通じて適度な攪乱により常に変化しながらも、一定の広がりにおいてその土地固有の自然条件等に適した様々な生育段階や樹種から構成されている森林がバランス良く配置されていることを目指すこととする。

とりわけ、原生的な森林生態系、希少な生物が生育・生息する森林、陸域・水域にまたがり特有の生物が生育・生息している溪畔林などの属地的に機能の発揮が求められている森林については、生物多様性保全機能の維持増進を図る森林として保全することとする。

また、野生生物のための回廊の確保にも配慮した適切な保全を推進することとする。

### ⑦ 木材等生産機能

林木の生育に適した森林で、効率的な森林施業が可能な森林については、木材等生産機能の維持増進を図る森林として整備を推進することとする。

具体的には、木材等の林産物を持続的、安定的かつ効率的に供給する観点から、森林の健全性を確保し、木材需要に応じた樹種、径級の林木を生育するための適切な造林、保育及び間伐等を推進することを基本とする。この場合、施業の集約化や機械化等を通じた効率的な整備を推進することとする。

## 3 森林施業の合理化に関する基本方針

森林経営の受委託等による森林の経営規模の拡大を推進するため、森林所有者等への働きかけや情報提供等の啓発活動を行い、意欲ある森林所有者・森林組合・林業事業者への森林経営の委託への転換を目指すものとする。

また、雄物川流域林業活性化センターの方針の下に、県、村、森林所有者、森林組合、森林管理署等で相互に連携を密にして、森林施業の集約化や適切な路網の配置、林業後継者の育成、林業機械化の促進及び木材流通・加工体制の整備等、長期展望に立った林業諸施策の総合的な実施を、林業関係者が一体となって計画的に推進するものとする。

所有者が多い面的なまとまりのある一定規模の団地について、施業コストの低減を図るために共同施業団地化を推進して、一斉施業による合理化を推進する。



## II 森林の整備に関する事項

### 第1 森林の立木竹の伐採に関する事項（間伐に関する事項を除く。）

#### 1 樹種別の立木の標準伐期齢

主要樹種について、平均成長量が最大となる年齢を基準とし、森林の有する公益的機能、既往の平均伐期齢及び森林の構成を勘案して、次のとおりとする。

地 域	樹 種					
	スギ	アカマツ・クロマツ	カラマツ	その他針葉樹	ブナ	その他広葉樹
東成瀬村	50年	40年	35年	50年	60年	25年

※ 標準伐期齢は主伐の時期に関する指標として定めるものであり、これに達した時点での森林の伐採を義務づけるものではない。

#### 2 立木の伐採（主伐）の標準的な方法

主伐にあたっては、「主伐時における伐採・搬出指針の制定について」（令和3年3月16日付け2林整整第1157号林野庁長官通知）を踏まえ、適切に実施することとする。

また、花粉の発生源となるスギ等の人工林の伐採・植替え等を促進する。

##### （1）皆伐

皆伐については、主伐のうち択伐以外のものとする。皆伐に当たっては、気象、地形、土壌等の自然的条件及び公益的機能の確保の必要性を踏まえ、適切な伐採区域の形状、1ヶ所当たりの伐採面積の規模及び伐採区域のモザイク的配置に配慮し、少なくとも概ね20ha毎に保残帯を設け適確な更新を図ることとする。

##### （2）択伐

択伐については、主伐のうち、伐採区域の森林を構成する立木の一部を伐採する方法であって、単木・帯状又は樹群を単位として伐採区全体ではおおむね均等な割合で行うものであり、材積にかかる伐採率が30%以下（伐採後の造林が植栽による場合にあっては40%以下の伐採）とする、

択伐に当たっては、森林の有する多面的機能の維持増進が図られる適切な林分構造となるよう一定の立木材積を維持するものとし、適切な伐採率によることとする。

なお、立木の伐採の標準的な方法を進めるに当たっては、以下のア～オに留意する。

ア 森林の有する多面的機能の維持増進を図ることを旨とし、皆伐及び択伐の標準的な方法について、自然条件、地域における既往の施業体系、樹種の特性、木材の需要構造、森林の構成等を勘案する。

イ 森林の生物多様性の保全の観点から、野生生物の営巣等に重要な空洞木等について、

保残等に努める。

ウ 森林の多面的機能の発揮の観点から、伐採跡地が連続することのないよう、少なくとも周辺森林の成木の樹高程度の幅を確保する。

エ 伐採後の適確な更新を確保するため、あらかじめ適切な更新の方法を定め、その方法を勘案して伐採を行うものとする。特に、伐採後の更新を天然更新による場合には、天然稚樹の生育状況、母樹の保存、種子の結実等に配慮する。

オ 林地の保全、雪崩、落石等の防止、風害等の各種被害の防止、風致の維持等のため、溪流周辺や尾根筋等に保護樹帯を設置する。

また、主伐に当たっては、人工林・天然林の別に次の事項に留意する。

#### ①育成単層林施業

森林を構成する林木を皆伐により伐採し、人為により単一の樹冠層を構成する森林として成立させ維持する森林施業は、以下の事項に留意のうえ実施するものとする。

- 1) 主伐に当たっては、自然的条件及び公益的機能の確保についての必要性を踏まえ、1箇所あたりの伐採面積はおおむね 20ha 以内とするとともに、伐採箇所については努めて分散するものとする。また、公道及び林道周辺では片側 20m 程度の保護樹帯を設置するものとし、それ以外であっても林地の保全、なだれ、落石防止、寒風害防止のため必要があると認められる箇所については、所要の保護樹帯を設置するものとする。
- 2) 主伐の時期については、高齢級の人工林が急増すること等を踏まえ、概ね下表に掲げる時期を目安とする。また、これ以外のものについては社会情勢や需要の動向を踏まえ、標準伐期齢を参考に適切な時期に行うものとする。

樹種	生産目標	胸高直径
スギ	芯持ち柱材	20cm以上
	一般建築材	26cm以上
	芯去り柱材	34cm以上

- 3) 伐採跡地については、ぼう芽による更新が確実な林分を除き、適確な更新を図るため、適地適木を旨として気候・土壌等の自然条件に適合した樹種を早期に植栽するものとする。また、ぼう芽による更新を行う場合には、ぼう芽の発生状況等を考慮し、必要に応じ芽かき・植込みを行うものとする。
- 4) 皆伐後、かき起こし、刈払い等により天然更新を行う場合には、1箇所あたりの伐採面積及び伐採箇所は 1) の場合に準じるが、更新を確保するため伐区の形状、母樹の保存等について配慮し、萌芽更新の場合は優良な萌芽を発生させるために 10 月から 4 月の間に伐採するものとする。なお、更新の状況を配慮し、必要に応じて植込み又は更新補助作業を行うものとする。

#### ②育成複層林施業

森林を構成する林木を択伐等により部分的に伐採し、人為により複数の樹冠層を構成

する森林として成立させ維持する森林施業は、以下の事項に留意のうえ実施するものとする。

- 1) 主伐にあたっては、複層状態の森林に確実に誘導する観点から自然条件を踏まえ、森林を構成している樹種、林分構造等を勘案して行うものとする。また、自然条件、下木の生育条件等を踏まえ、帯状又は群状の伐採等の効果的な施業の実施についても考慮するものとする。
- 2) 択伐は、天然下種更新が確実な林分で行うこととし、伐採にあたっては森林の生産力及び公益的機能の増進が図られる林型に誘導することを目標に、適正な繰り返し期間で行うものとする。なお、伐採の方法及び伐採率（本数率）の基準を以下のとおり定める。

施業種	伐採率（本数率ベース）
人工林整理伐	60%以下
受光伐	8～60%以下
機能増進保育	16～36%
誘導伐	20～60%

- 3) スギを主体とする育成複層林施業を行う場合は、当面、常時複層林の二段林施業によるものとし、造林に当たっては、当該森林の林分が当計画で定める標準伐期齢以上に達した森林について、主伐を実施して植栽するものとする。なお、造成後の上層木の主伐に当たっては、下層木に損傷を与えないよう伐採方法に留意することとする。

### ③天然生林施業

主として天然力を活用することにより、成立させ維持する森林施業は、以下の事項に留意のうえ実施するものとする。

- 1) 皆伐による場合は、適切な伐採区域の形状、伐採面積の規模、伐採箇所についてはモザイク状に設置するなど分散等に配慮するものとする。
- 2) 択伐による場合は、森林の生産力及び公益的機能の増進が図られる林型に誘導することを目標に、適正な繰り返し期間で行うものとする。なお、択伐の方法及び伐採率（本数率）の基準を以下のとおり定める。

施業種	伐採率（本数率ベース）
整理伐	56%以上
受光伐	8～60%以下
機能増進保育	16～36%
誘導伐	20～60%

## 3 その他必要な事項

木材等生産機能森林においては、森林の有する公益的機能の維持増進を図りながら持続的・安定的に木材等を生産するために、成長量程度の伐採を行うこととする。

公益的機能を維持増進する必要がある森林については、別途特定した伐採方法に即し、なおかつ環境に配慮した伐採に努めるものとする。

なお、保安林等法令により制限がかかっている森林については、制限の目的の達成に必要な施業を行うとともに、生物多様性の保全などにも配慮した伐採を行うこととする。

## 第2 造林に関する事項

### 1 人工造林に関する事項

人工造林については、植栽によらなければ適確な更新が困難な森林や公益的機能の発揮の必要性から植栽を行うことが適当である森林のほか、木材等生産機能の発揮が期待され、将来にわたり育成単層林として維持する森林について行うこととする。

#### (1) 人工造林の対象樹種

人工造林は適地適木を旨とし、自然条件や既往の造林地の生育状況を勘案し、造林が容易で健全に生育し、材質等が優れている次の樹種を選定する。なお、次の樹種以外を植栽する場合は、林業普及指導員等に相談し、適切な樹種を選択することとする。

また、特定苗木などの成長に優れた苗木や少花粉スギなどの花粉症対策に資する苗木の利活用に努めることとする。

区分	樹種
針葉樹	スギ
広葉樹	ブナ、ケヤキ、キハダ、イヌエンジュ、ナラ、クリ

#### (2) 人工造林の標準的な方法

##### ①人工造林の樹種別及び仕立ての方法別の植栽本数

人工造林の植栽本数等は、施業の効率性や地位等の自然条件を踏まえ、既往の植栽本数を勘案して次を標準とする。

樹種	仕立ての方法	標準的な植栽本数 (本/ha)
スギ	疎密度仕立て (収量比数 0.5)	1,500~2,100
	疎~中庸密度仕立て (収量比数 0.6)	~2,500
	中庸密度仕立て (収量比数 0.7)	~3,000

(注) マツ類を植栽する場合は、可能な限り松くい虫に対する抵抗性のある品種とする。

※ スギ以外の樹種は、林地の生産力、立地条件を考慮して定めるものとする。

また、スギを主体とする育成複層林については、上層木林分の樹冠のうっ閉度、既往の植栽本数等を勘案して、植栽本数を決定することとするが、下層木の確実な成長を確保するため、樹冠直下を避けて植栽することとする。

##### ②その他人工造林の方法

気象その他の自然条件、既往の造林方法等を勘案して、次に示す方法を標準として行うものとする。

また、現地の状況に応じた本数の苗木を植栽することとし、コンテナ苗の活用や伐採と造林の一貫作業システム、低密度植栽の導入に努めることとする。

区分	標準的な方法
地拵えの方法	雑かん木類、笹、雑草等は、できるだけ地際より丁寧に伐倒又は刈払いし、発生した支障木等は筋状に集積するか、又は沢敷地等の植栽地外に集積するものとする。
植付けの方法	植栽時期は春又は秋植えとするが、極力乾燥時期を避け、必要に応じ植付けの方法も植え穴を大きくし丁寧に植えるなど、その後の苗木の活着と成長が十分図られるよう行うものとする。

### (3) 伐採跡地の人工造林をすべき期間

森林の有する公益的機能の維持及び早期回復並びに森林資源の造成を図る観点から、3に定める植栽によらなければ適確な更新が困難な森林に指定されている森林など人工造林によるもので、皆伐による伐採にかかるものについては、当該伐採が終了した日を含む年度の翌年度の初日から起算して2年以内に更新することとする。

また、択伐による伐採にかかるものについては、伐採による森林の公益的機能への影響を考慮し、伐採が終了した年度の翌年度の初日から起算し5年を超えない期間に更新を図るものとする。

なお、森林は公共財として、その整備・保全が推進されていることから、伐採跡地における適確な更新が図られるよう、森林所有者等に対する指導により理解の促進を図るとともに、秋田県水源森林地域に指定された森林及び同地域に接する森林においては、人工造林での更新が図られるよう努めるものとする。

## 2 天然更新に関する事項

### (1) 天然更新の対象樹種

天然更新は、前生稚樹の生育状況、母樹の存在など森林の現況、気候、地形、土壌等の自然的条件、林業技術体系等からみて、主として天然力の活用により適確な更新が図られる森林において行うものとし、自然条件や既往の生育状況を勘案し、健全に生育し、材質等が優れている次の樹種を対象とする。

区分	樹種
針葉樹	アカマツ等
広葉樹	ブナ、コナラ類、クルミ類、クリ、ケヤキ、ホオノキ、サクラ類、カエデ類、トチノキ、シナノキ、センノキ、カバノキ等の広葉樹であって、将来その林分において高木となりうる樹種

## (2) 天然更新の標準的な方法

### ①天然更新の標準的な方法

気象その他の自然条件、既往の造林方法等を勘案して、Ⅱの第2の2(1)に定める対象樹種の期待成立本数は次のとおりとし、天然更新を行う際にはその本数の10分の3を乗じた本数(ただし、草丈以上のものに限る。)とする。

#### ・天然更新の対象樹種の期待成立本数

樹種	期待成立本数	備考
2(1)に定める樹種	10,000本を基本とする	

今後の状況により期待成立本数が確立された場合は、この数値を優先する。

#### ・天然更新補助作業の標準的な方法

区分	標準的な方法
地表処理	ササの繁状や粗腐植の堆積等により、天然下種更新が阻害されている箇所については、掻き起こしや枝条整理等を行い、種子の定着及び発育の促進を図るものとする。
刈出し	ササなどの下層植生により天然稚樹の生育が阻害されている箇所については、稚幼樹の生長の促進を図るものとする。
植込み	天然稚樹等の生育状況を勘案し、下種更新及びぼう芽更新の不十分な箇所については、必要な本数を植栽するものとする。
芽かき	ぼう芽更新については、ぼう芽更新の優劣が明らかとなる3年目頃に根又は地際から発生している優良芽を1株当たり3～5本を目安にしてぼう芽整理を行うものとする。

### ②その他天然更新の方法

伐採跡地の天然更新については、「秋田県人工林伐採跡地天然更新完了基準(秋田県地域森林計画編成業務要領)」に基づき、伐採後林地の更新状況を確認し、当該伐採が終了した日を含む年度の初日から起算して5年を経過した時点で「秋田県人工林伐採跡地天然更新完了基準(秋田県地域森林計画編成業務要領)」に基づき、伐採後林地の更新状況を確認し更新完了を判断するとともに、更新すべき立木の本数に満たず天然更新が困難であると判断される場合には、天然更新補助作業又は人工造林により確実に更新の確保を図るものとする。

また、天然更新が期待できない以下の森林については、植栽による更新の確保を図ることとする。

- ア 種子を供給する母樹が存在しない森林
- イ 有用天然木の稚樹の育成が期待できない森林
- ウ 面積の大きな針葉樹人工林であって、林床に木本類が見られないもののうち、気候、地形、土壌条件、周囲の森林の状況等により、皆伐後も木本類の進入が期待できない森林

### (3) 伐採跡地の天然更新をすべき期間

「秋田県人工林伐採跡地天然林更新完了基準（秋田県地域森林計画編成業務要領）」に基づき、当該伐採が終了した日を含む年度の翌年度の初日から起算して伐採後5年を経過した時点で林地の更新状況を確認し、更新完了を判断するものとする。

## 3 植栽によらなければ適確な更新が困難な森林に関する事項

### (1) 植栽によらなければ適確な更新が困難な森林の基準

主伐後の適確な更新を図るため、次の森林については原則として植栽によらなければ適確な更新が困難な森林とし、植栽により更新を図ることとする。

- a 種子を供給する母樹が存在しない森林
- b 有用天然木<sup>\*</sup>の稚樹の育成が期待できない森林
- c 面積の大きな針葉樹人工林であって、林床に木本類が見られないもののうち、気候、地形、土壌条件、周囲の森林の状況等により、皆伐後も木本類の侵入が期待できない森林

※有用天然木とは、Ⅱ 第2 2 - (1) に定める樹種

### (2) 植栽によらなければ適確な更新が困難な森林の所在

森林の区域	備考
椿川字キツフシ地区（70 林班内）	官行造林伐採返地跡地

注 森林の区域は、林班、小班等により特定できるように表示するものとする。

## 4 森林法第10条の9第4項の規定に基づく伐採の中止又は造林をすべき旨の命令の基準

森林法第10条の9第4項の規定に基づく伐採の中止又は造林をすべき旨の命令の基準については、次のとおり定める。

### (1) 造林の対象樹種

- ア 人工造林の場合・・・Ⅱの第2の1（1）による
- イ 天然更新の場合・・・Ⅱの第2の2（1）による

### (2) 生育し得る最大の立木の本数

植栽によらなければ適確な更新が困難な森林以外の森林の伐採跡地における植栽本数は、天然更新の対象樹種の立木が5年生時点でⅡの第2の（2）①に定める期待成立本数とする。

## 5 その他必要な事項

特になし。



### 第3 間伐を実施すべき標準的な林齢、間伐及び保育の標準的な方法その他間伐及び保育の基準

#### 1 間伐を実施すべき標準的な林齢及び間伐の標準的な方法

本村における間伐は良質材生産を目的とし、森林の立木の生育の促進並びに林分の健全化及び利用価値の向上を図ることを旨とし、地域における既往の間伐の方法を勘案して、間伐の回数及びその実施時期、間伐率等について次により定めるものとする。

・間伐を実施すべき標準的な林齢及び間伐の標準的な方法

樹種	施業体系	植栽本数 (本/ha)	間伐を実施すべき標準的な林齢(年)				備考
			初回	2回目	3回目	4回目	
スギ	中庸密度仕立て	3,000	21~25	26~30	31~35	36~40	
<b>標準的な方法</b> 間伐の標準的な間隔は、標準伐期齢未満で10年、標準伐期齢以上で15年とする。 1回当たりの間伐率は、材積率でおおむね20%~30%とする。 間伐木の選定は、林分構成の適正化を図るよう形質不良木に偏ることなく行うこととする。 自然条件の劣る森林における初回間伐等であって、効率的な作業実施の上から必要がある場合については、列状間伐の実施も考慮することとする。							

#### 2 保育の種類別の標準的な方法

保育は、当該森林の植栽や立木の生長度合いを勘案し、適切に実施するものとする。  
 特に作業の省力化・効率化にも留意しつつ、局地的気象条件、植生の繁茂状況等に応じた適切な作業方法により行うこととする。  
 また、その実施時期については、目的樹種の生育状況、植生の種類及び植生高により判断する。

保育種類	樹種	実施すべき標準的な林齢及び回数										備考
		林齢	1	2	3	4	5	6	7	8		
下刈	スギ	回数	1	1	2	1	1	1	1	1		
	ブナ	回数	1	1	2	1	1	1	1	1		
<b>標準的な方法</b> 植栽木が下草より抜け出るまで行う。実施時期は、1回目は6~7月頃、2回目は8月頃を目安とする。秋植えの場合は、1年生の下刈は不要である。												

保育 種類	樹種	実施すべき標準的な林齢及び回数								備考
		裾枝 払い	スギ	林齢	8					
回数	1									
<p>標準的な方法</p> <p>下刈終了後、雪の影響による成長の阻害が予想される場合に、地表からおおむね50cmまでの裾枝を除去する。実施時期は、樹木の成長休止期等を勘案し、10～11月頃を目安とする。</p>										

保育 種類	樹種	実施すべき標準的な林齢及び回数								備考
		つる切	スギ	林齢	10	14				
回数	1			1						
<p>標準的な方法</p> <p>下刈終了後、蔓の繁茂の状況に応じて行う。実施時期は、6～7月を目安とする。</p>										

保育 種類	樹種	実施すべき標準的な林齢及び回数								備考
		除伐	スギ ブナ	林齢	11	16				
回数	1			1						
<p>標準的な方法</p> <p>造林木の成長を阻害し、または阻害が予想される侵入木や形質不良木を除去する。侵入した広葉樹のうち形質の良好なものについては、土壌の化学性の維持改善、景観の向上等を図るため、保存を考慮するものとする。実施時期は、5～11月頃を目安とする。</p>										

保育 種類	樹種	実施すべき標準的な林齢及び回数								備考
		枝打ち	スギ	林齢	12	17	22	27		
回数	1			1	1	1				
<p>標準的な方法</p> <p>病虫害等の発生を予防するとともに、材の完満度を高め、優良材を得るために必要に応じて行う。実施時期は、樹木の成長休止期や積雪による作業可能時期を勘案し、10～3月頃を目安とする。</p>										

### 3 その他必要な事項

間伐及び保育を行う際には、林地の保全に配慮し、必要に応じて林地残材や枝条を集積し、災害の防止に努めるものとする。また、森林の状況に応じて、高性能林業機械の活用や列状間伐の導入など効率的な施業を図るものとする。

なお、局所的な森林の生育状況の差異等を踏まえ、「標準的な方法」に従って間伐又は保育を行ったのでは十分に目的を達することができないと見込まれる森林については、別途考慮するものとする。

## 第4 公益的機能別施業森林等の整備に関する事項

### 1 公益的機能別施業森林の区域及び当該区域内における施業の方法

森林の有する公益的機能に応じ、当該森林の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林の区域及び当該区域内の森林施業の方法については、次のとおりとする。

#### (1) 水源の涵養の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林

(以下、水源涵養機能維持増進森林)

##### ア 区域の設定

水源涵養保安林や干害防備保安林、土砂流出防備保安林（比較的地盤が安定している森林）ダム集水区域や主要な河川の上流に位置する水源地周辺の森林、地域の用水源として重要なため池、湧水池、溪流等の周辺に存する森林、水源涵養機能の評価区分が高い森林など水源の涵養の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林について定めるものとし、区域については別表1により定める。

##### イ 施業の方法

森林施業の方法としては、下層植生や樹木の根を発達させる施業を基本とし、伐期の間隔の拡大とともに伐採に伴って発生する裸地の縮小及び分散を図ることとし、方法については別表2により定める。

#### (2) 土地に関する災害の防止及び土壌の保全の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林（以下、山地災害防止等機能維持増進森林）、快適な環境の形成の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林（以下、快適環境形成維持増進森林）、保健文化機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林（以下、保健文化等機能維持増進森林）

##### ア 区域の設定

森林の有する土地に関する災害の防止機能、土壌の保全の機能、快適な環境の形成の機能又は保健文化機能の維持増進を図るため、次の①～③の森林を区域として設定することとし、区域については別表1により定める。

なお、区域において機能が重複する場合は、それぞれの機能の発揮に支障が生じないように定める。

##### ① 山地災害防止等機能維持増進森林

土砂崩壊防備保安林、土砂流出防備保安林、なだれ防止保安林、落石防止保安林、砂防指定地周辺、山地災害危険地区等や山地災害の発生により人命・人家等施設への被害のおそれがある森林、山地災害防止機能の評価区分が高い森林などを区域として設定する。

##### ② 快適環境形成維持増進森林

飛砂防備保安林、潮害防備保安林、防風保安林、防雪保安林、防霧保安林、防火保安林や村民の日常生活に密接な関わりを持ち塵等の影響を緩和する森林、風害、霧害等の気象災害を防止する効果が高い森林、生活環境保全機能の評価区分が高い

森林などを区域として設定する。

③ 保健文化機能等維持増進森林

保健保安林、風致保安林、都市緑地法に規定する緑地保全地域及び特別緑地保全地区、都市計画法に規定する風致地区、文化財保護法に規定する史跡名勝天然記念物にかかる森林、キャンプ場・森林公園等の施設を伴う森林など村民の保健・教育的利用等に適した森林、史跡等と一体となり優れた自然景観等を形成する森林、保健文化機能の評価区分が高い森林などを区域として設定する。

イ 施業の方法

森林施業の方法として、地形・地質等の条件を考慮した上で伐採に伴って発生する裸地化の縮小並びに回避を図るとともに天然力も活用した施業、風や騒音等の防備や大気の浄化のために有効な森林の構成の維持を図るための施業、美的景観の維持・形成に配慮した施業を推進することとする。

このため、次の①～③の森林のうち、これらの公益的機能の維持増進を特に図るための森林施業を推進すべき森林については択伐による複層林施業を推進することとし、それ以外の森林については、択伐以外の方法による複層林施業を推進することとする。

また、適切な伐区の形状・配置等により、伐採後の林分においてこれらの機能が確保できる森林は長伐期施業を推進することとし、主伐の時期は標準伐期齢のおおむね2倍以上とすることとする。

なお、保健文化機能維持増進森林のうち、特に地域独特の景観等が求められる森林においては、特定の樹種の広葉樹を育成する森林施業を推進することとし、それぞれの森林の区域については別表2に定める。

- ① 地形の傾斜が急な箇所、傾斜の著しい変移点をもっている箇所又は山腹の凹曲部等地表流下水、地中水の集中流下する部分をもっている箇所、流れ盤となっている箇所、土壌等が火山灰地帯等で表土が粗しょうで凝集力のきわめて弱い土壌から成っている箇所、土層内に異常な滞水層がある箇所、石礫地から成っている箇所、表土が薄く乾性な土壌から成っている箇所等の森林。
- ② 都市近郊林等に所在する森林であって郷土樹種を中心とした安定した林相をなしている森林、市街地道路等と一体となって優れた景観美を構成する森林、気象緩和、騒音防止等の機能を発揮している森林。
- ③ 湖沼、瀑布、溪谷等の景観と一体となって優れた自然美を構成する森林、紅葉等の優れた森林美を有する森林であって主要な眺望点から望見されるもの、ハイキング、キャンプ等の保健・文化・教育的利用の場として特に利用されている森林のうち、保健・レクリエーション機能及び文化機能の発揮が特に求められる森林。

## 2 木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林（以下、木材等生産機能維持増進森林）の区域及び当該区域内における施業の方法

### （1）区域の設定

林木の生育に適した森林で、地形・地理等から効率的な施業が可能な森林、木材生産機能の評価区分が高い森林などを区域として設定することとする。このうち、特に効率的な施業が可能な森林の区域については、災害が発生する恐れが少ない人工林を中心として、林地生産力が高く、傾斜が比較的緩やかで、林道等や集落からの距離が近いなどの条件等を勘案して設定することとする。区域については、別表1により定める。

なお、公益的機能別施業森林と重複する場合には、それぞれの機能の発揮に支障が生じないように設定する。

### （2）施業の方法

森林施業の方法として、木材等林産物を持続的、安定的かつ効率的に供給するため、生産目標に応じた主伐の時期及び方法とし、植栽による確実な更新、適切な造林、保育及び間伐等を推進するとともに、特に効率的な施業が可能な森林における人工林の伐採後は、原則、植栽による更新を行うことを基本とし、森林施業の集約化、路網の整備や機械化等を通じた森林整備を図ることとし、方法については別表2に定める

## 3 その他必要な事項

特になし。

## 第5 委託を受けて行う森林の施業又は経営の実施の促進に関する事項

### 1 森林の経営の受委託等による森林の経営の規模の拡大に関する方針

本村においては、森林の所有構造が小規模であること、所有者の高齢化が進んでいること、林業採算性の低下などから森林所有者の林業への関心が低下していることなどから、森林所有者のみでは適切な森林施業の実施が困難となってきた。

そのため、意欲のある森林所有者や森林組合等へ森林施業の委託を進めるとともに、長期の森林経営委託への転換を促進し、森林経営の規模を拡大することとする。

その際、長期の施業等の委託が円滑に進むよう、森林の土地の所有者届出制度の運用や固定資産税台帳情報の適切な利用を通じて得られた情報を林地台帳へ反映するなどした、森林所有者情報の精度向上を図るとともに、その情報提供を促進する。併せて、航空レーザー測量等により整備した情報の公開を促進し、面的な集約を進めることとする。

### 2 森林の経営の受委託等による森林の経営の規模の拡大促進するための方策

森林所有者等へ対し、長期の施業の委託等森林経営の委託の働きかけや、村広報による情報提供など啓蒙活動を行うこととする。

また、森林経営の受託を担う森林組合等の事業体を育成又は支援するとともに、施業の集約化に取り組む者に対し、森林経営の委託等に必要な情報を提供することとする。

### 3 森林の経営の受委託等を実施する上で留意すべき事項

森林所有者が長期の森林経営を委託する場合は、「森林経営委託契約書」等に基づき委託することとする。また、委託期間は5年以上の期間を定め、委託事項は森林施業の実施とともに立木の処分、森林の保護等についても委託の内容として記載する。

### 4 森林経営管理制度の活用に関する事項

#### (1) 森林経営管理制度の活用

森林所有者が自ら森林組合等に施業の委託を行うなどにより森林の経営管理を実行することができない場合には、森林経営管理制度の活用を図り、森林所有者から経営管理権を取得した上で、林業経営に適した森林については意欲と能力のある林業経営者に経営管理実施権を設定するとともに、経営管理実施権の設定が困難な森林及び当該権利を設定するまでの間の森林については、森林環境譲与税を活用しつつ、市町村森林経営管理事業を実施することにより、適切な森林の経営管理を推進する。

また、経営管理権又は経営管理実施権の設定された森林又は設定が見込まれる森林については、当該森林の状況等に応じて公益的機能別施業森林又は木材等生産機能維持増進森林の区域に位置付けるとともに、市町村森林経営管理事業を行った森林については、必要に応じ保安林指定に向けた対応を行い、当該区域において定める森林施業等の確実な実施を図る。

#### (2) 森林経営管理制度の留意事項

経営管理権集積計画又は経営管理実施配分計画の作成に当たっては、本計画に定められた公益的機能別施業森林や木材等生産機能維持増進森林における施業の方法と整合性に留

意する。

## 5 その他必要な事項

特になし。



## 第6 森林施業の共同化の促進に関する事項

### 1 森林施業の共同化の促進に関する方針

本村の森林所有者のほとんどは、1ha未満の小規模所有者であることから、森林施業を計画的、効率的に行うため、村、森林組合、森林所有者等により森林施業の推進体制を整備するとともに、間伐をはじめとする森林施業の実施に関する話し合いを行い、森林施業の共同実施又は経営委託を図っていくこととする。

特に、本村の林業労働力の中心的な担い手である森林組合等への経営委託の推進を通じ、資本の整備、作業班の拡充・強化等の事業体制の整備を図ることとする。

### 2 施業実施協定の締結その他森林施業の共同化の促進方策

施業の共同化を助長し、合理的な林業経営を推進するため、施業実施協定の締結を促進し、作業路網の早急かつ計画的な整備、造林・保育及び間伐等の森林施業の森林組合等への委託等により、計画的かつ効率的な森林施業を推進することとする。

また、本村へ不在の森林所有者に対して、森林組合等への森林経営委託を働きかけるとともに、消極的な森林所有者に対しては集会等への参加を呼びかけ、集会等の場で林業経営への参画意欲の拡大を図り施業実施協定への参画を促進することとする。

### 3 共同して森林施業を実施する上で留意すべき事項

森林所有者等が共同して森林施業を実施する場合には、次に留意することとする。

ア 間伐を中心とする施業は、可能な限り共同で又は森林組合等の意欲のある林業事業体への経営委託により実施することとする。

イ 森林施業の共同化を効果的に促進するため、具体的な施業内容や作業路網等施設の設置や維持管理の方法については、共同して作業を行う者それぞれがあらかじめ確認することとする。

ウ 共同で施業を実施しようとする者それぞれが果たすべき責務等を明確にすることとする。

エ 共同作成者の合意の下、施業実施協定の締結に努めることとする。

### 4 その他必要な事項

特になし。

## 第7 作業路網その他森林の整備のために必要な施設の整備に関する事項

作業路は、林業機械の導入による労働強度の軽減を含め、生産性の向上による効率的な林業経営の改善を図るうえで基盤となる施設である。

さらに、本村のように森林所有形態が小規模である場合、きめ細かな森林施業を実施するためにも作業路の整備は重要であり、既設の林道、作業路との調整を図りながら、その効果が十分発揮されるよう、施業実施協定の締結を促進しつつ、重点的に整備を行うべき地区を含め、その整備を積極的に推進することとする。

また、林産物の搬出については「主伐時における伐採・搬出指針の制定について」（令和3年3月16日付け2林整整第1157号林野庁長官通知）を踏まえ、森林の更新及び森林の土地の保全への影響を極力抑えつつ、効率性を確保するよう、傾斜等の地形、地質、土壌等の条件に応じた適切な方法により行うこととする。

### 1 効率的な森林施業を推進するための路網密度の水準及び作業システムに関する事項

森林施業等の効率的な実施のため、一般車両の走行を想定する「林道」、主として森林施業用の車両の走行を想定する「林業専用道」、集材や造材等の作業を行う林業機械の走行を想定する「森林作業道」からなる路網と高性能林業機械を組み合わせた低コスト・高効率な作業システムに対応したものとする。その際、傾斜区分別の目指すべき路網密度の水準、作業システムは次のとおりとする。なお、路網密度の水準については、木材搬出予定箇所に応用することとし、尾根、溪流、天然林等の除地には適用しないこととする。

#### ・効率的な森林施業を推進するための路網密度の水準

区 分	作業システム	路 網 密 度	作業システム（高性能林業機械）
緩傾斜地（0～15°）	車両系作業システム	110m/ha以上	【伐木・造材】ハーベスタ 【搬出】フォワーダ
中傾斜地（15～30°）	車両系作業システム	85m/ha以上	【伐木・造材】ハーベスタ 【搬出】フォワーダ
	架線系作業システム	25m/ha以上	【集材】スイングヤクタ 【造材】プロセッサ 【搬出】フォワーダ
急傾斜地（30～35°）	車両系作業システム	60（50）m/ha以上	【造材】プロセッサ 【搬出】フォワーダ
	架線系作業システム	25（15）m/ha以上	【集材】スイングヤクタ 【造材】プロセッサ 【搬出】フォワーダ
急峻地（35°～）	架線系作業システム	5m/ha以上	【集材】クレーヤクタ 【造材】プロセッサ

※「急傾斜地」の〈 〉書きは、広葉樹の導入による針広混交林化など育成複層林へ誘導する場合における路網密度

## 2 路網整備と併せて効率的な森林施業を推進する区域に関する事項

基幹路網整備と併せて効率的な森林施業を推進する区域は次のとおりとする。

- ・計画期間内に基幹路網整備と併せて効率的な森林施業を推進する区域

路網整備等 推進区域	面積	開設予定 路線	開設予定 延長	備考
滝ノ沢	425 ha	砥沢線	2,200 m	
樺台西部	360 ha	鳥谷沢線	6,000m	
谷地天江	98ha	谷地天江線	3,600m	
沼又柳沢	100 ha	柳沢線	2,200m	
草ノ台南部	83ha	土ヨロ線	3,000m	
肴沢	148 ha	本山滝ノ上兼山蝸牛線	2,800m	
草ノ台南部	231 ha	切留白石小沢線	3,200m	

## 3 作業路網の整備に関する事項

国庫補助事業などを活用した林道（林業専用道）の推進と併せ、間伐・保育を早急に進めるため、特にこれまで一度も間伐を実施していない森林が集中する地区、今後、間伐・保育作業を実施する必要がある森林が集中する地区、長伐期施業及び複層林施業の適切な実施のための高齢級間伐等の実施が必要な地区等の森林のうち、施業実施協定に基づく作業路の開設を積極的に推進するものとする。

### （1）基幹路網に関する事項

#### ア 基幹路網の作設にかかる留意点

安全の確保、土壌の保全等を図るため、適切な規格・構造の路網の整備を図る観点から、林道規程（昭和48年4月1日林野庁長官通知）、林業専用道作設指針（平成22年9月4日22林整整第602号林野庁長官通知）を基本とし、県が定める林業専用道作設指針に則して開設する。

#### イ 基幹路網の整備計画

別表4のとおり計画する。

#### ウ 基幹路網の維持管理に関する事項

開設した林道等の基幹路網については、「森林環境保全整備事業実施要領」（平成14年3月29日付け13林整整第885号林野庁長官通知）、「民有林林道台帳について」（平成8年5月16日付け8林整整第158号林野庁長官通知）等に基づき、台帳を作成するとともに適切に維持管理することとする。

### （2）細部路網に関する事項

#### ア 細部路網の作設にかかる留意点

効率的な森林施業を推進するため、基幹路網と連携するとともに丈夫で簡易な規格・構造の路網を整備する観点等から森林作業道作設指針（平成22年11月17日22林整整第656号林野庁長官通知）を基本とし、県が定める森林作業道作設指針に則り開設する。

#### イ 細部路網の維持管理に関する事項

森林作業道作設指針等に基づき、森林作業道が継続的に利用できるよう適正に維持管理することとする。

#### 4 その他必要な事項

特になし。

## 第8 その他必要な事項

### 1 林業に従事する者の養成及び確保に関する事項

林家の大部分は小規模所有で、保有森林も若齢林が多いため生産性が低く、専業による自立は難しい。また、所有形態も入会地への分収造林が多いため、世代交代により森林の所在把握が困難になり、木材価格の低迷もあいまって自己の所有森林そのものに関心を示さなくなる可能性も高くなる。今後は、所有者の大部分を占める他産業従事者が余暇を利用した森林管理が可能となるよう、そしてコスト低減につながる高性能林業機械を活用した共同施業を促進するよう路網整備を推進し、労働負担の軽減を図ることが重要である。

また、森林所有者の世代交代が進めば、個々の所有森林の所在及び林層等の把握がより困難となることが予想され、今まで以上に森林組合の役割が重要となることから、施業受託体制の充実を図るため、従事者の確保を進め、通年雇用化を推進していくことが必要である。段階的かつ体系的な人材育成を促進するとともに、地域の実態に応じた林業への新規参入・起業など林業従事者の裾野の拡大、女性等の活躍・定着、外国人材の適正な受入等に取り組むこととする。

#### (1) 林業従事者の育成及び確保

平成27年度には、林業従事者の養成・確保を目的とした秋田県の研修機関である「秋田県林業大学校」が開設された。これを活用して林業に関する高い技術と知識を持った林業従事者の育成を図ることとする。

#### (2) 林業後継者等の育成及び確保

既存組織の活動を支援すると同時に、他産業に従事している後継者の加入を勧める。そのため、講習会・先進地視察の実施により林業に対する理解の向上を図り、積極的な掘り起こしを行うこととする。

また、林業の現場を生で体験する機会の提供は、林業に関心を持って後継者となる人材の育成の糧となることから、村と森林組合が一体となって、地域住民、特に小中学生を主な対象とした体験教室を開催し、森林・林業の社会的意義や役割について紹介していくこととする。

### 2 森林施業の合理化を図るために必要な機械の導入の促進に関する事項

生産コストの低減、林業生産性の向上、労働強度軽減等による林業経営の改善を図るため、高性能林業機械の導入を推進するものとする。

高性能林業機械の導入については、森林組合、林業事業体との連携を図りつつ、各種補助事業・融資制度の活用により促進するとともに、国・県が行うオペレーター養成の研修会についても参加の呼びかけを促進するものとする。

・高性能機械を主体とする林業機械の導入目標

区分			将来	
伐倒造材 搬出	緩傾斜地	伐木造材：チェーンソー・プロセッサ	伐木造材：ハーベスタ	
		搬出：フォワーダ	搬出：グラップル付フォワーダ	
造林 保育	地拵え	人力、刈払機、チェーンソー	地拵え作業機	基本車 両
	植付け	人力	植付け作業機	
	下刈	人力、刈払機	下刈作業機	
	除伐	人力、刈払機、チェーンソー	除伐作業機（地拵え兼用）	
	枝打ち	人力	枝打ち機	

### 3 林産物の利用の促進のために必要な施設の整備に関する事項

木材流通については、素材の規格など流通関係者のニーズに応じていくとともに、加工コストの低減を図るため、出荷施設の整備や複数工場の連携等を促進し、木材の安定供給に努めるものとする。

また、国内市場で最初に木材の譲受け等をする木材関連事業者の取り扱う全ての木材が合法性確認木材となるよう、令和5年に改正された合法伐採木材等の流通及び利用の促進に関する法律（平成28年法律第48号）に基づき、木材関連事業者による合法性の確認等の実施及び合法性確認木材等の取扱数量の増加等の取組を着実に進めることとする。

一方、木材の利用促進については、公共建築物や公共土木事業等における地域材の積極的利用を推進し、木材利用の普及拡大を図っていくこととする。

さらに、豊富な山菜やキノコなどの特用林産物の加工施設を整備し、村内外への加工品販売を促進することで農林家の所得向上を図る。

・林産物の生産（特用林産物）・流通・加工・販売施設の整備計画

施設の名称	現況（参考）		将来		対図 番号
	位置	規模	位置	規模	
総合木材加工施設	（なし）	—	岩井川字 柳沢地区	700 t/年	
山菜加工施設	（なし）	—	岩井川字 下村地区	30t/年	

### Ⅲ 森林の保護に関する事項

#### 第1 鳥獣害の防止に関する事項

##### 1 鳥獣害防止森林区域及び当該区域内における鳥獣害の防止の方法

(1) 区域の設定 該当なし

(2) 鳥獣害の防止の方法 該当なし

##### 2 その他必要な事項

鳥獣害防止については、森林施業を行う林業事業者や森林所有者等からの情報収集により森林被害の把握に努め、必要に応じて森林所有者等への指導・助言を行うこととする。

#### 第2 森林病虫害の駆除及び予防、火災の予防その他の森林の保護に関する事項

##### 1 森林病虫害等の駆除及び予防の方法等

###### (1) 森林病虫害等の駆除及び予防の方針及び方法

森林の病虫害の駆除及び防除については、適切な除間伐による被圧した衰弱木等の除去を行い、森林病虫害の予防や駆除に努めるものとする。

松くい虫による被害については、破碎・くん蒸などの駆除により被害の拡大防止を図り、特に重要な松林については、計画的に抵抗性の有するマツ等への転換も併せて行うものとする。

ナラ枯れについては、山形県からの北上により平成21年度から当村でも被害が確認されたところである。そのため、被害状況の監視や連絡体制の強化を進めるとともに、破碎・くん蒸により被害の拡大防止を図るものとする。

被害状況の監視等については、関係行政機関（森林管理署、県、周辺市町村）、森林組合、森林所有者等の連携により、被害状況の連絡体制づくりを推進することとする。

注）病虫害の蔓延のため緊急に伐倒駆除する必要がある場合等については、ここに定める森林以外であっても、伐採の促進に関する指導等を行うことがある。

###### (2) その他

特になし。

##### 2 鳥獣害対策の方法（第1に掲げる事項を除く）

野生鳥獣による森林被害対策については、鳥獣保護管理施策等との連携を図り、野生動物との共存に配慮した森林整備及び保全を図ることとする。なお、ニホンジカやイノシシについては、各地で目撃が報告されていることから、関係機関からの情報収集に努める。

### 3 林野火災の予防の方法

山火事等の森林被害を未然に防止するため、関係行政機関（森林管理署、県、周辺市町村）との連携による山火事パトロールによる啓発活動を行うものとする。また、被害状況等の連絡体制づくりについても推進することとする。

### 4 森林病虫害の駆除等のための火入れを実施する場合の留意事項

火入れを実施する場合の留意事項については、森林法（昭和 26 年法律第 249 号）による許可制度の周知や関係機関との事前調整を行うよう指導を強化するとともに、「東成瀬村火入れに関する条例（昭和 59 年東成瀬村条例第 5 号）に基づく手続の実施を徹底するものとする。

火入れを実施する場合の目的については、病虫害駆除や造林のための地拵え、開墾準備、焼畑等に限り行えるものとし、不要な火入れを行うことがないよう指導するものとする。

火入れの方法については、防火帯を設ける等防火体制を整備するとともに、風速、湿度等からみて延焼の恐れがない日を選び、できる限り小区画ごとに行う等、周囲に延焼の恐れがない方法により実施するものとする。



## 5 その他必要な事項

### (1) 病虫害の被害を受けている等の理由により伐採を促進すべき森林

森林の区域	理由	対図番号	備考
巖溪山地区	カシノナガキクイムシ被害対策	1	景勝地の防除帯
木滝沢地区	カシノナガキクイムシ被害対策	2	被害地の防除帯
沼又地区	カシノナガキクイムシ被害対策	3	景勝地の防除帯
ワサビ沢地区	カシノナガキクイムシ被害対策	4	高齢級のナラ地帯
土倉地区	カシノナガキクイムシ被害対策	5	高齢級のナラ地帯
鳥ヶ沢地区	カシノナガキクイムシ被害対策	6	高齢級のナラ地帯
後山地区	カシノナガキクイムシ被害対策	7	高齢級のナラ地帯
菅又地区	カシノナガキクイムシ被害対策	8	高齢級のナラ地帯
利兵エ山地区	カシノナガキクイムシ被害対策	9	高齢級のナラ地帯
仁井田沢地区	カシノナガキクイムシ被害対策	10	現在の被害地帯
柳沢地区	カシノナガキクイムシ被害対策	11	景勝地の防除帯
八寺地区	カシノナガキクイムシ被害対策	12	高齢級のナラ地帯
豊ヶ沢地区	カシノナガキクイムシ被害対策	13	高齢級のナラ地帯

### (2) その他

(1) 以外の地域においても、森林所有者による森林の保護のための巡視に努めるよう啓発活動を推進することとする。

#### IV 森林の保健機能の増進に関する事項

##### 1 保健機能森林の区域

森林の所在			森林の樹種別面積 (h a)						備考
地区名	林小班	対図番号	合計	人工林	天然林	無立木地	竹林	他	
日影	31/28		6	1	5				保健 5 ha
沼又	32/8-31		5		5				
平場喜兵森	41/64、 41/65-0~7、 41/69-0~2		7	2	5				
	42/1-0~1、 42/5		6		6				
沼ノ上	72/81-2~4、 72/81-6、 72/81-8~17		5	5					

※備考欄には制限林の種類別面積を記載する。

##### 2 保健機能森林の区域内の森林における造林、保育、伐採その他の施業の方法に関する事項

地区名	施業の区分	施業の方法
日影 沼又 平場喜兵森 沼ノ上	造林	保健機能の増進に配慮し、複層林施業及び広葉樹林施業等を行うこととする。
	保育	複層林施業を行った林分については、植栽木の育成を図るため、下刈、除伐などの保育を適切に行うこととする。また、適切な枝打及び間伐により、林内照度の確保を図ることとする。
	伐採	保健機能の発揮に配慮し、択伐に努めるものとする。
	その他	法令等により制限を設けられている場合は、当該法令に定めるところによるほか、保健機能の増進に配慮した施業を行うこととする。

### 3 保健機能森林の区域内における森林保健施設の整備に関する事項

#### (1) 森林保健施設の整備

地区名	施設の整備	
日影 平場喜兵森	①整備することが望ましいと 考えられる主な森林保健施設	日影地区：遊歩道及び休憩施設 平場喜兵森地区：遊歩道及び休憩施設
	②保健施設の整備及び維持 運営に当たっての留意事項	整備済の遊歩道については定期的に安全点 検を行うとともに、案内板の設置状況につい てもあわせて点検するものとする。

#### (2) 立木の期待平均樹高

地区名	スギ	カラマツ	アカマツ	その他 針葉樹	ブナ	その他 広葉樹
日影		4 m	4 m	—	4 m	4 m
沼又	8 m	—	—	—	6 m	6 m
平場喜兵森	—	—	—	—	6 m	6 m
沼ノ上	—	—	—	—	4 m	4 m

### 4 その他必要な事項

保健機能森林の管理運営に当たっては、自然環境の保全に配慮しつつ、森林の保健機能の増進が図られるよう巡視を行うとともに、施設の保守点検を行い利用者の安全確保に努めるものとする。

## V その他森林の整備のために必要な事項

### 1 森林経営計画の作成に関する事項

#### (1) 森林経営計画の記載内容に関する事項

森林経営計画の作成にあたっては、次に掲げる事項について十分留意し、適切に計画するものとする。

ア IIの第2の3の植栽によらなければ適確な更新が困難な森林における主伐後の植栽

イ IIの第4の公益的機能別施業森林の施業方法

ウ IIの第6の3の森林の施業又は経営の受託等を実施する上で留意すべき事項及びIIの第7の3の共同して森林施業を実施する上で留意すべき事項

エ IIIの森林の保護に関する事項

なお、経営管理実施権が設定された森林については、森林経営計画を樹立して適切な施業を確保することが望ましいことから、経営管理実施権配分計画が広告された後、林業経営者は、当該森林について森林経営計画の作成に努めることとする。

#### (2) 森林法施行規則第33条第1号ロの規定に基づく区域

別表6のとおり定める。

### 2 生活環境の整備に関する事項

特になし。

### 3 森林整備を通じた地域振興に関する事項

森林整備を通じた地域振興については、地域材の利用拡大による地域振興に努めるため、地域材を利用した住宅づくりの推進や間伐材の有効利用について、県と連携して助言・指導を行うものとする。

#### 4 森林の総合利用の推進に関する事項

地域住民が森林に親しむ場であり、森林環境教育にも利用される森林の総合利用施設については、適正な維持管理に努めるものとし、地域の実情や地域住民の意向を踏まえた整備を行うものとする。

##### ・森林の総合利用施設の整備計画

施設の名称	現況（参考）		将来		対図番号
	位置	規模	位置	規模	
日影の森	岩井川字 日影地内	A=1ha	岩井川字 日影地内	A=1ha	1
ビューポイント栗駒 森林公園	椿川字 ヲサハシ地内他	A=12ha	椿川字 ヲサハシ地内他	A=12ha	3
人と里山がふれあう 歩道	東成瀬村内	N=4 路線	東成瀬村内	N=6 路線	—

#### 5 住民参加による森林の整備に関する事項

平成3年度から、国・県との連携のもと、「水源の森整備保存事業」により、広葉樹林の施業と保存を推進してきた。今後も事業継続を図るとともに、当該森林の役割を広く理解してもらうため、小中学生等を対象とした体験教室を開催し、森林整備の重要性を浸透させる。

##### (1) 地域住民参加による取組に関する事項

小学校及び中学校における授業の一環として体験教室を開催し、造林から保育までの森林整備全体の流れを体験させ、森林が持つ多面的機能の重要性を認識していただく。

##### (2) 上下流連携による取組に関する事項

東成瀬村は雄物川流域における上流域にあることから、本村の森林が下流域にもたらす効果を周知させることは、森林整備の具体的な理由になる。そのため、秋田県及び下流域の自治体と共同で、より森林と身近になれる体験活動の開催を模索する。

#### 6 森林経営管理制度に基づく事業に関する事項

##### 計画期間内における市町村森林経営管理事業計画

区域	作業種	面積	備考

## 7 その他必要な事項

### (1) 秋田県ふるさとの森と川と海の保全及び創造に関する条例（水と緑の条例）に関する事項

森林の整備については、基本的に「水源涵養機能」「山地災害防止機能／土壤保全機能」「快適環境形成機能」「快適環境形成機能」「保健・文化機能」「木材等生産機能」の森林の区分により、「Ⅰ 2 森林整備の基本方針」や「Ⅱ 第4 公益的機能別施業森林の整備等の森林の整備に関する事項」に基づき実施することとするが、特に条例の趣旨を反映すべき森林においては、森林の区分にかかわらず、土壤条件や気象条件など地域の特性に応じて、次の事項に基づいた森林施業を実施する。

#### ①健全な生態系の回復・維持

- a スギ人工林においては、生育段階において自然に侵入する広葉樹について、スギの生育への影響を勘案しながら、極力保残・育成する。
- b スギ人工林などの伐採跡地については、気象条件、土壤条件などを勘案しながら、混交林化や広葉樹林の造成を図る。
- c 特に標高の高い所等、気象条件、土壤条件等が劣悪な箇所に植栽されたスギ人工林については、積極的に混交林等に誘導し、原則としてスギによる更新を行わない。

#### ②生物多様性の確保

- a 野生生物の移動通路として重要な尾根筋や、生物多様性に重要な沢筋等の森林においては、従来の広葉樹林や天然生林として保全する。
- b 広葉樹林への誘導に当たっては、尾根筋においては、天然更新の種子源となる樹種を保残するとともに、野生生物の餌となるブナ、ナラ類等実のなる樹種や、溪畔林においては、トチノキ、サワグルミ、カツラ等多様な樹種を確保する。
- c 森林の連続性を保ち、野生生物の生息地を確保するため、自然環境への負荷が大きい大面積皆伐を極力回避するよう努める。
- d 「第3（3 伐採跡地の更新すべき期間）」の指針に基づき、伐採後の適切な更新を図る。

#### ③彩りの豊かなふれあいの森づくり

集落の近くや、住民の憩いの場所となっている里山については、景観やふれあいに配慮しながら、多様な樹種で構成される混交林への誘導を図る。

### (2) 民有林『緑の回廊』に関する事項

国有林においては、森林生態系保護地域をはじめとする保護林のネットワークを形成し、野生生物の移動・分散等を確保するため、『奥羽山脈緑の回廊』を設置している。しかし、国有林の緑の回廊が狭くなっている部分があることから、これを補完するため、民有林『緑の回廊』を設定し、地域の関係者等の合意形成と国有林との連携を図りなが

ら、国有林・民有林一体となった森林の連続性の確保、生物多様性の保全及び水土保持機能の維持向上を図る。

①『緑の回廊』内の森林施業について

「V（５（１）①健全な生態系の回復・維持）」及び「V（５（１）②生物多様性の確保）」に基づいた森林施業とし、特に②を重視する。

②民有林『緑の回廊』設定区域について

民有林『緑の回廊』の区域については、別表５のとおり定める。

**（３）国有林との連携に関する事項**

本村は森林面積の約５割を国有林が占めていることから、森林の持つ公益的機能をより高めるには国有林との協力関係が不可欠である。そのため、国有林施業も念頭においた路網整備を推進するなど、今まで以上に双方の連携を図るように努める。また、現在秋田県内において被害が拡大しているナラ枯れについても、カシノナガキクイムシ防除体制や総合木材加工施設の共同利用等による効果的な利活用体制を国有林と一体となって構築することで、被害を最小限にとどめるよう努める。

**（４）秋田県水源森林地域の保全に関する条例に関する事項**

秋田県水源森林地域の保全に関する条例（平成２６年秋田県条例第６１号）に基づく水源森林地域に指定されている森林について、林班単位で区域に設定する。

また、区域内において機能が重複する場合は、それぞれの機能の発揮に支障が生じないよう定めることとする。具体的には、保安林など法令に基づき森林施業に制限を受ける森林の所在、森林の自然条件、森林の機能の評価区分（「森林の機能別調査実施要領の制定について」（昭和５２年１月１８日付け５２林野計第５３２号林野庁長官通知）に基づく評価区分をいう。）等を参考にして、その機能の高度発揮が求められている森林について、一体的な森林整備を踏まえて定めることとする。

水源森林地域の区域については、別表７のとおり定める。

別表1 公益的機能別施業森林の区域

区分	森 林 の 区 域		面積	備考
	林班	小 班		
(1)水源涵養機能 維持増進森林	1	林班内全林小班	53.17 ha	
	2	林班内全林小班	48.34 ha	
	3	林班内全林小班	56.92 ha	
	4	林班内全林小班	66.82 ha	
	5	林班内全林小班	46.24 ha	
	6	林班内全林小班	76.54 ha	
	7	林班内全林小班	37.18 ha	
	8	林班内全林小班	32.12 ha	
	9	林班内全林小班	67.96 ha	
	10	林班内全林小班	90.85 ha	
	11	林班内全林小班	83.88 ha	
	12	林班内全林小班	110.43 ha	
	13	林班内全林小班	91.46 ha	
	14	林班内全林小班	39.19 ha	
	15	林班内全林小班	72.27 ha	
	16	林班内全林小班	38.79 ha	
	17	林班内全林小班	58.79 ha	
	18	林班内全林小班	29.63 ha	
	19	林班内全林小班	50.94 ha	
	20	林班内全林小班	57.45 ha	
	21	林班内全林小班	66.28 ha	
	22	林班内全林小班	90.05 ha	
	23	林班内全林小班	57.34 ha	
	24	林班内全林小班	108.02 ha	
	25	林班内全林小班	98.01 ha	
	26	林班内全林小班	79.95 ha	
	27	林班内全林小班	88.00 ha	
	28	林班内全林小班	61.59 ha	
	29	林班内全林小班	136.83 ha	
	30	林班内全林小班	132.38 ha	
	31	林班内全林小班	105.70 ha	
	32	林班内全林小班	109.02 ha	
	33	林班内全林小班	114.77 ha	
	34	林班内全林小班	75.38 ha	
	35	林班内全林小班	67.35 ha	
	36	林班内全林小班	98.77 ha	
	37	林班内全林小班	158.93 ha	
	38	林班内全林小班	158.60 ha	
	39	林班内全林小班	54.16 ha	
	40	林班内全林小班	124.56 ha	
	41	林班内全林小班	115.09 ha	
	42	林班内全林小班	58.26 ha	
	43	林班内全林小班	47.60 ha	
	44	林班内全林小班	82.63 ha	
	45	林班内全林小班	55.19 ha	
	46	林班内全林小班	60.22 ha	
	47	林班内全林小班	62.89 ha	
	48	林班内全林小班	96.07 ha	
	49	林班内全林小班	95.68 ha	
	50	林班内全林小班	32.66 ha	
	51	林班内全林小班	65.55 ha	
	52	林班内全林小班	74.84 ha	
	53	林班内全林小班	70.14 ha	
	54	林班内全林小班	93.52 ha	
	55	林班内全林小班	40.50 ha	
	56	林班内全林小班	95.77 ha	
	57	林班内全林小班	57.32 ha	
	58	林班内全林小班	133.24 ha	
	59	林班内全林小班	103.38 ha	
	60	林班内全林小班	70.06 ha	



別表1 公益的機能別施業森林の区域

区分	森 林 の 区 域		面積	備考	
	林班	小 班			
(1) 水源涵養機能 維持増進森林	61	林班内全林小班	82.02 ha		
	62	林班内全林小班	21.18 ha		
	63	林班内全林小班	87.01 ha		
	64	林班内全林小班	68.40 ha		
	65	林班内全林小班	48.00 ha		
	66	林班内全林小班	92.07 ha		
	67	林班内全林小班	65.35 ha		
	68	林班内全林小班	71.02 ha		
	69	林班内全林小班	66.17 ha		
	70	林班内全林小班	194.79 ha		
	71	林班内全林小班	146.48 ha		
	72	林班内全林小班	257.31 ha		
	73	林班内全林小班	151.81 ha		
	74	林班内全林小班	73.92 ha		
	75	林班内全林小班	40.61 ha		
	76	林班内全林小班	44.07 ha		
	77	林班内全林小班	229.10 ha		
	78	林班内全林小班	15.37 ha		
	79	林班内全林小班	111.53 ha		
	80	林班内全林小班	21.11 ha		
	81	林班内全林小班	40.28 ha		
	82	林班内全林小班	89.10 ha		
	83	林班内全林小班	34.68 ha		
	84	林班内全林小班	47.13 ha		
	85	林班内全林小班	47.86 ha		
	86	林班内全林小班	34.82 ha		
	87	林班内全林小班	67.82 ha		
	88	林班内全林小班	96.81 ha		
	89	林班内全林小班	19.52 ha		
	90	林班内全林小班	141.69 ha		
	91	林班内全林小班	58.97 ha		
	92	林班内全林小班	17.40 ha		
	93	林班内全林小班	56.66 ha		
	94	林班内全林小班	106.46 ha		
	95	林班内全林小班	34.36 ha		
	96	林班内全林小班	34.44 ha		
	97	林班内全林小班	41.50 ha		
	98	林班内全林小班	37.07 ha		
	99	林班内全林小班	38.93 ha		
	100	林班内全林小班	30.93 ha		
	101	林班内全林小班	65.87 ha		
	102	林班内全林小班	50.69 ha		
	103	林班内全林小班	68.17 ha		
	104	林班内全林小班	77.18 ha		
	105	林班内全林小班	43.26 ha		
	106	林班内全林小班	35.08 ha		
	107	林班内全林小班	100.78 ha		
	108	林班内全林小班	42.73 ha		
	109	林班内全林小班	51.59 ha		
	110	林班内全林小班	65.26 ha		
	合 計			8,269.63 ha	

別表1 公益的機能別施業森林の区域

区分	森 林 の 区 域		面積	備考
	林班	小 班		
(2)①山地災害防止 等機能維持増進 森林	1	16, 16-1, 33, 33-1, 48, 48-1	5.04 ha	
	9	43, 44, 44-1, 50, 51, 51-1, 52, 52-1, 53, 54, 55, 56, 57, 60, 60-1, 60-2, 60-3	9.32 ha	
	10	5-4, 7, 8, 9, 10, 10-1, 11, 11-1, 11-2, 11-3, 11-4, 11-5, 11-6, 11-7, 11-8, 12, 13, 14, 16, 17, 23, 24, 25, 28, 31-1, 34, 35, 36, 37, 44, 47, 50, 51, 61	23.19 ha	
	11	1-1, 1-10, 1-14, 1-28, 1-29, 1-30, 1-31, 1-32, 1-35, 11, 14, 19, 27, 28, 29, 29-1, 29-2, 29-3, 29-4, 29-5, 29-6, 29-7, 29-8, 29-9, 29-10, 29-11, 29-12, 31, 32, 33, 34, 35, 43	16.97 ha	
	12	1-62, 34	0.11 ha	
	19	49-3	0.55 ha	
	20	1, 2, 2-1, 3, 3-1, 3-2, 3-3, 3-4, 3-5, 3-6, 3-7, 3-8, 3-9, 3-10, 4, 4-1, 4-2, 4-3, 4-4, 4-5, 4-6, 4-7, 4-8, 5, 6, 7, 8, 11, 15, 15-1, 15-2, 15-3, 15-4, 15-5, 15-6, 16, 16-1, 16-2, 16-3, 16-4, 16-5, 16-6, 16-7, 23, 32, 33, 34, 35, 36, 36-1, 36-2, 36-3, 36-4, 36-5, 36-6, 36-7, 36-8, 36-10, 36-11, 36-12, 37, 53	36.68 ha	
	21	2, 2-1, 4-2, 5, 6	6.92 ha	
	24	1, 1-1, 1-2, 1-3, 1-4, 1-5, 1-6, 1-7, 1-8, 1-9, 1-10, 1-11, 1-12, 1-13, 1-14, 1-15, 1-16, 1-17, 1-18, 1-19, 1-20, 1-21, 1-22, 1-23, 1-24, 2, 9	73.74 ha	
	25	林班内全林小班	98.01 ha	
	26	1, 2, 3, 4, 5, 5-1, 5-2, 6, 6-1, 7, 8, 8-1, 9, 10, 11, 13-5, 14, 14-1, 14-2, 14-3, 14-4, 14-5, 14-6, 14-7, 15, 16, 18, 19, 20-1, 20-3, 24, 26, 26-1, 35, 35-1, 38, 39, 39-1, 40, 40-1	63.82 ha	
	27	1, 1-1, 2, 3, 4, 4-2, 4-3, 4-4, 5, 6-1, 6-2, 6-5, 6-6, 7, 7-1, 7-2	86.47 ha	
	28	林班内全林小班	61.59 ha	
	29	林班内全林小班	136.83 ha	
	30	1, 1-1, 1-2, 1-3, 1-4, 1-5, 1-6, 1-7, 1-8, 1-9, 1-10, 1-11, 1-12, 1-13, 1-14, 1-15, 1-16, 1-17, 1-18, 1-19, 1-20, 1-21, 1-22, 1-23, 1-24, 1-25, 1-26, 1-27, 1-28, 1-29, 1-30, 1-31, 1-32, 1-33, 1-34, 1-35, 1-36, 1-37, 1-38, 1-39, 1-40, 1-41, 1-42, 1-43, 1-44, 1-45, 1-46, 1-47, 1-48, 1-49, 1-50, 1-51, 1-52, 1-53, 1-54, 1-55, 1-56, 1-57, 1-58, 1-59, 1-60, 1-61, 1-62, 1-63, 1-64, 1-65, 1-66, 1-67, 1-68, 1-69, 1-70, 1-71, 2, 2-1, 2-2, 2-3, 2-4, 2-5, 2-6, 3, 3-1, 4, 5, 5-1, 6, 7, 8, 9, 12, 13, 14, 14-1, 15, 16, 17, 18, 22, 22-1, 23, 24, 25, 26, 29-2, 30, 31, 32, 32-1, 33, 33-1, 33-2, 34, 34-1, 34-2, 40, 43, 44, 45, 46, 46-1, 55, 55-3, 59	107.72 ha	
	31	17-2, 17-8, 17-11, 17-13, 17-18, 17-27, 17-29	2.19 ha	
	32	3, 8-1, 8-4, 8-5, 8-9, 8-11, 8-18	2.71 ha	
	33	18-2, 18-3, 25-1	2.18 ha	
	34	5, 5-1, 5-2, 5-3, 5-4, 5-5, 5-6, 5-7, 5-8, 5-9, 5-10, 5-11, 5-13, 5-14, 6, 7, 8, 10, 11, 11-1, 11-2, 13, 14, 15, 21-6, 21-7, 21-8, 24-2, 24-3, 24-5, 24-6, 24-7, 24-8, 24-9	37.94 ha	
	35	10, 10-1, 11-1, 11-2, 13, 14, 18-4	7.78 ha	
	41	66	3.59 ha	
	43	5, 5-1, 5-2, 6, 6-1	3.00 ha	
	44	1, 1-1, 1-2, 1-3, 1-4, 1-5, 1-6, 1-7, 1-8, 1-9, 1-10, 1-11, 1-12, 1-13, 1-14, 1-15, 1-16, 1-17, 2, 2-1, 2-2, 5-4, 1-18, 1-19, 2-3, 3, 4, 5, 5-1, 5-2, 5-3, 5-5, 5-6	82.63 ha	
	45	20, 23, 23-1, 23-2, 23-3, 23-4, 23-5, 23-6, 23-7, 23-8, 24, 28, 29, 29-1, 29-2, 29-3, 29-4, 29-5, 29-6, 29-7, 30, 31, 31-1, 31-2, 32, 32-1, 32-2, 32-3, 33, 34, 34-1, 36	25.19 ha	
	46	62-2, 63, 65, 68, 68-1, 69, 72-1, 73	7.88 ha	
	47	1, 2, 2-1, 3, 4, 5, 6-1, 6-2, 6-4, 6-5, 6-6, 7, 8-1, 9, 9-1, 9-2, 9-3, 9-4, 9-5, 9-6, 10, 11, 11-1, 11-2, 11-3, 11-4, 12, 12-1, 14, 15, 16, 17, 18, 19, 20, 21, 21-1, 22, 23, 23-1, 24, 24-1, 24-2, 24-3, 24-4, 25, 26, 26-1, 27, 27-1, 28, 28-1, 29, 29-1, 29-2, 30, 30-1, 31	59.14 ha	
48	61-1, 81-1	5.77 ha		
49	3-2, 4, 4-1, 4-3, 4-4, 4-5, 4-6, 4-7, 4-8, 4-9, 4-10, 4-11, 4-12, 4-13, 4-14, 4-15, 4-16, 5-3, 5-5, 5-8, 5-15, 5-16, 5-17, 6, 6-1, 6-2	39.17 ha		
51	6-1, 22, 23, 24, 25, 26, 27, 28-1, 28-2, 28-3, 28-4, 28-5, 33, 34, 35, 36, 37, 38, 39, 40, 41, 42, 43, 48, 50	8.31 ha		
52	1-10, 1-12, 1-13, 1-14, 1-17, 1-18, 1-20, 1-22, 1-23, 1-24, 1-25, 1-26, 1-27, 3, 4, 4-1	53.59 ha		
53	1, 1-1, 1-2, 1-3, 1-4, 1-5, 1-6, 1-7, 1-8, 1-9, 1-10, 1-11, 1-12, 1-13, 1-14, 1-15, 1-16, 1-19, 1-20, 1-21, 1-22, 1-23, 1-24, 1-25, 1-26, 1-27	63.02 ha		

別表1 公益的機能別施業森林の区域

区分	森林の区域		面積	備考
	林班	小班		
(2)①山地災害防止等機能維持増進森林	54	8, 8-1, 8-3, 8-4, 8-5, 8-6, 8-7, 8-8, 10, 10-1, 10-2, 10-3, 10-4, 10-5, 10-6, 10-7, 10-8, 11, 2, 2-3, 5-7, 5-8, 8-2, 9-1, 9-2	30.79 ha	
	55	2, 2-1, 2-2, 2-3, 3, 3-3, 3-4, 3-5, 4-3, 4-4, 12-2, 12-4, 12-7, 13-1, 14, 3-1, 3-2	39.01 ha	
	56	16, 16-1, 16-2, 16-3, 16-4, 16-5, 16-6, 16-7, 16-8, 16-9, 16-10, 16-11, 16-12, 16-13, 16-14, 16-15, 16-16, 16-17, 17, 20, 24, 26, 26-1, 27	90.77 ha	
	57	30-3, 30-4, 33-1, 35, 37-2, 37-3, 37-4, 37-5, 37-6	37.80 ha	
	58	11-15, 11-16, 11-18, 13-11, 13-13, 13-14, 13-15, 14, 19, 19-1, 19-5, 19-7, 19-8, 20, 21, 23, 25-2, 25-3, 26, 27, 28, 30-1	59.78 ha	
	68	14-1	0.23 ha	
	69	2, 3, 3-1, 3-2, 4, 5-1, 7, 8, 8-1, 9, 10, 11, 11-2, 11-3, 21-1, 39-5, 40-1, 41	25.81 ha	
	70	61, 61-1, 61-2, 77, 78, 79-1, 80	12.65 ha	
	72	14, 23, 25, 26, 27, 29, 32, 32-1, 46, 47, 48, 49, 52, 52-1, 55, 58, 64, 65, 66, 66-1, 66-2, 67, 68, 76, 76-1, 77, 78, 80, 86, 87, 90, 91, 92, 95, 100	29.22 ha	
	73	92, 101, 101-1, 101-2, 101-3, 101-4, 102-1, 102-2, 103, 107, 112, 113, 114, 115, 116, 117, 120, 124, 125, 126, 127, 129, 130, 131, 132, 132-1, 21-1, 21-2, 21-3, 23, 23-1, 27, 37, 37-1, 38-1, 38-2, 40, 45, 45-1, 46-1, 118, 118-1, 118-2, 118-3, 118-4, 118-5, 118-6, 118-7, 118-8, 118-9, 119, 121, 133	46.48 ha	
	75	21, 30, 31, 35, 35-1, 35-2, 35-3, 38, 44-2, 44-3, 44-4	12.92 ha	
	78	19, 20, 28, 30, 31	0.37 ha	
	79	24-4, 25, 26, 26-1, 36, 40, 41, 41-1, 41-2, 47-2, 48, 49, 49-1, 49-2, 55, 55-1, 55-5, 55-6, 55-8, 55-10, 55-11, 56, 56-1, 56-2, 56-3, 57, 57-1	33.43 ha	
	81	1, 1-1, 1-2, 1-3, 1-4, 1-5, 1-6, 1-7, 2, 3, 4, 5, 6, 7, 8, 9, 11, 11-1, 11-5, 12, 12-1, 13, 14, 19-2, 20, 20-1, 20-2, 22, 22-2, 23	16.04 ha	
	82	74	0.07 ha	
	84	50, 51, 53, 53-1	0.42 ha	
	87	5, 6-1, 6-2, 12	4.53 ha	
	93	8, 8-1	3.85 ha	
	96	33-1, 33-2, 33-3, 33-4, 33-5, 33-6, 33-7, 33-8, 33-9, 33-10, 33-11, 33-12, 33-13, 33-14, 33-15, 33-16, 33-17, 35, 36, 38-4, 38-5, 38-6, 41, 43, 44, 45, 51, 52	18.37 ha	
	97	2, 2-1, 2-2, 2-3, 2-4, 2-5, 2-6, 2-7, 2-8, 2-9, 2-10, 2-11, 2-13, 2-15, 2-17, 2-18, 2-19, 2-20, 2-21, 2-22, 2-23, 2-24, 2-25, 4, 5, 6, 7, 8, 9, 10, 11, 12, 13, 14, 16, 18	36.08 ha	
98	3, 4, 7-1, 8, 9, 10, 11, 13, 14-1, 14-2, 14-3, 14-4, 14-5, 14-6, 14-7, 14-8, 14-9, 14-10, 14-11, 14-12, 14-13, 14-14, 14-15, 14-16, 14-17, 14-18, 15, 16, 17, 18, 19, 20, 21, 22, 23	36.15 ha		
99	18-12, 18-13, 25, 26, 27, 28, 29, 30, 32, 50-7, 50-8, 50-9, 50-11, 51, 52, 53, 54, 55, 56, 57, 58, 69, 70, 71, 72, 72-1, 72-2, 72-3, 72-4	12.65 ha		
108	18, 18-1, 22, 25, 26, 26-1, 26-2, 26-3, 27, 27-1, 27-2, 28, 33, 34-1, 37, 38, 40	21.32 ha		
110	13, 14, 15, 39, 46, 47, 48, 49, 84, 84-1, 84-2, 84-3, 84-6, 84-7, 85-1, 85-3, 85-4, 85-5, 85-7, 92, 101, 106, 111, 112, 113, 119-1, 119-2, 119-3, 119-4, 119-5, 119-6, 119-9, 120, 130, 130-1, 130-2, 130-4, 130-5, 130-9, 130-11, 130-13, 130-14, 130-16, 130-17, 130-18, 130-19, 130-20, 130-21, 130-24, 130-27, 130-28, 130-33, 130-37, 130-43, 130-45, 130-47, 130-49, 130-51, 130-52	17.77 ha		
合計			1,717.56 ha	
(2)②快適環境形成維持増進森林		(該当なし)	0.00 ha	
合計			0.00 ha	
(2)③保健文化機能等維持増進森林	31	28	5.88 ha	
	32	8-31	5.04 ha	
	41	64, 65, 65-1, 65-2, 65-3, 65-4, 65-5, 65-6, 65-7, 69, 69-1, 69-2	7.38 ha	
	42	1, 1-1, 5	6.07 ha	
	72	81-2, 81-3, 81-4, 81-6, 81-8, 81-9, 81-10, 81-11, 81-12, 81-13, 81-14, 81-15, 81-16, 81-17	5.34 ha	
合計			29.71 ha	

別表1 木材等生産機能の維持増進を図る森林の区域

区分	森林の区域		面積	備考
	林班	小班		
木材等生産機能維持増進森林		(該当なし)	0.00 ha	
合計			0.00 ha	

別表2 公益的機能別施業森林における区域別森林施業の方法

区分	森 林 の 区 域		面積	施業の方法
	林班	小 班		
(1)水源涵養機能 維持増進森林	1	林班内全林小班	53.17 ha	伐期の延長 (伐期の延長+10年以上)
	2	林班内全林小班	48.34 ha	
	3	林班内全林小班	56.92 ha	
	4	林班内全林小班	66.82 ha	
	5	林班内全林小班	46.24 ha	
	6	林班内全林小班	76.54 ha	
	7	林班内全林小班	37.18 ha	
	8	林班内全林小班	32.12 ha	
	9	林班内全林小班	67.96 ha	
	10	林班内全林小班	90.85 ha	
	11	林班内全林小班	83.88 ha	
	12	林班内全林小班	110.43 ha	
	13	林班内全林小班	91.46 ha	
	14	林班内全林小班	39.19 ha	
	15	林班内全林小班	72.27 ha	
	16	林班内全林小班	38.79 ha	
	17	林班内全林小班	58.79 ha	
	18	林班内全林小班	29.63 ha	
	19	林班内全林小班	50.94 ha	
	20	林班内全林小班	57.45 ha	
	21	林班内全林小班	66.28 ha	
	22	林班内全林小班	90.05 ha	
	23	林班内全林小班	57.34 ha	
	24	林班内全林小班	108.02 ha	
	25	林班内全林小班	98.01 ha	
	26	林班内全林小班	79.95 ha	
	27	林班内全林小班	88.00 ha	
	28	林班内全林小班	61.59 ha	
	29	林班内全林小班	136.83 ha	
	30	林班内全林小班	132.38 ha	
	31	林班内全林小班	105.70 ha	
	32	林班内全林小班	109.02 ha	
	33	林班内全林小班	114.77 ha	
	34	林班内全林小班	75.38 ha	
	35	林班内全林小班	67.35 ha	
	36	林班内全林小班	98.77 ha	
	37	林班内全林小班	158.93 ha	
	38	林班内全林小班	158.60 ha	
	39	林班内全林小班	54.16 ha	
	40	林班内全林小班	124.56 ha	
	41	林班内全林小班	115.09 ha	
	42	林班内全林小班	58.26 ha	
	43	林班内全林小班	47.60 ha	
	44	林班内全林小班	82.63 ha	
	45	林班内全林小班	55.19 ha	
	46	林班内全林小班	60.22 ha	
	47	林班内全林小班	62.89 ha	
	48	林班内全林小班	96.07 ha	
	49	林班内全林小班	95.68 ha	
	50	林班内全林小班	32.66 ha	
	51	林班内全林小班	65.55 ha	
	52	林班内全林小班	74.84 ha	
	53	林班内全林小班	70.14 ha	
	54	林班内全林小班	93.52 ha	
	55	林班内全林小班	40.50 ha	
	56	林班内全林小班	95.77 ha	
	57	林班内全林小班	57.32 ha	
	58	林班内全林小班	133.24 ha	
	59	林班内全林小班	103.38 ha	
	60	林班内全林小班	70.06 ha	

別表2 公益的機能別施業森林における区域別森林施業の方法

区分	森 林 の 区 域		面積	施業の方法		
	林班	小 班				
(1)水源涵養機能 維持増進森林	61	林班内全林小班	82.02 ha	伐期の延長 (標準伐期齡+10年以上)		
	62	林班内全林小班	21.18 ha			
	63	林班内全林小班	87.01 ha			
	64	林班内全林小班	68.40 ha			
	65	林班内全林小班	48.00 ha			
	66	林班内全林小班	92.07 ha			
	67	林班内全林小班	65.35 ha			
	68	林班内全林小班	71.02 ha			
	69	林班内全林小班	66.17 ha			
	70	林班内全林小班	194.79 ha			
	71	林班内全林小班	146.48 ha			
	72	林班内全林小班	257.31 ha			
	73	林班内全林小班	151.81 ha			
	74	林班内全林小班	73.92 ha			
	75	林班内全林小班	40.61 ha			
	76	林班内全林小班	44.07 ha			
	77	林班内全林小班	229.10 ha			
	78	林班内全林小班	15.37 ha			
	79	林班内全林小班	111.53 ha			
	80	林班内全林小班	21.11 ha			
	81	林班内全林小班	40.28 ha			
	82	林班内全林小班	89.10 ha			
	83	林班内全林小班	34.68 ha			
	84	林班内全林小班	47.13 ha			
	85	林班内全林小班	47.86 ha			
	86	林班内全林小班	34.82 ha			
	87	林班内全林小班	67.82 ha			
	88	林班内全林小班	96.81 ha			
	89	林班内全林小班	19.52 ha			
	90	林班内全林小班	141.69 ha			
	91	林班内全林小班	58.97 ha			
	92	林班内全林小班	17.40 ha			
	93	林班内全林小班	56.66 ha			
	94	林班内全林小班	106.46 ha			
	95	林班内全林小班	34.36 ha			
	96	林班内全林小班	34.44 ha			
	97	林班内全林小班	41.50 ha			
	98	林班内全林小班	37.07 ha			
	99	林班内全林小班	38.93 ha			
	100	林班内全林小班	30.93 ha			
	101	林班内全林小班	65.87 ha			
	102	林班内全林小班	50.69 ha			
	103	林班内全林小班	68.17 ha			
	104	林班内全林小班	77.18 ha			
	105	林班内全林小班	43.26 ha			
	106	林班内全林小班	35.08 ha			
	107	林班内全林小班	100.78 ha			
	108	林班内全林小班	42.73 ha			
	109	林班内全林小班	51.59 ha			
	110	林班内全林小班	65.26 ha			
	合 計				8,269.63 ha	

別表2 公益的機能別施業森林における区域別森林施業の方法

区分	森 林 の 区 域		面積	施業の方法
	林班	小 班		
(2)①山地災害防止 等機能維持増進 森林	1	16, 16-1, 33, 33-1, 48, 48-1	5.04 ha	長伐期施業 (標準伐期のおおむね 2倍以上)
	9	43, 44, 44-1, 50, 51, 51-1, 52, 52-1, 53, 54, 55, 56, 57, 60, 60-1, 60-2, 60-3	9.32 ha	
	10	5-4, 7, 8, 9, 10, 10-1, 11, 11-1, 11-2, 11-3, 11-4, 11-5, 11-6, 11-7, 11-8, 12, 13, 14, 16, 17, 23, 24, 25, 28, 31-1, 34, 35, 36, 37, 44, 47, 50, 51, 61	23.19 ha	
	11	1-1, 1-10, 1-14, 1-28, 1-29, 1-30, 1-31, 1-32, 1-35, 11 14, 19, 27, 28, 29, 29-1, 29-2, 29-3, 29-4, 29-5, 29-6, 29-7 29-8, 29-9, 29-10, 29-11, 29-12, 31, 32, 33, 34, 35, 43	16.97 ha	
	12	1-62, 34	0.11 ha	
	19	49-3	0.55 ha	
	20	1, 2, 2-1, 3, 3-1, 3-2, 3-3, 3-4, 3-5, 3-6, 3-7, 3-8, 3-9 3-10, 4, 4-1, 4-2, 4-3, 4-4, 4-5, 4-6, 4-7, 4-8, 5, 6, 7, 8, 11 15, 15-1, 15-2, 15-3, 15-4, 15-5, 15-6, 16, 16-1, 16-2 16-3, 16-4, 16-5, 16-6, 16-7, 23, 32, 33, 34, 35, 36, 36-1 36-2, 36-3, 36-4, 36-5, 36-6, 36-7, 36-8, 36-10, 36-11, 36-12, 37, 53	36.68 ha	
	21	2, 2-1, 4-2, 5, 6	6.92 ha	
	24	1, 1-1, 1-2, 1-3, 1-4, 1-5, 1-6, 1-7, 1-8, 1-9, 1-10, 1-11, 1-12, 1-13, 1-14, 1-15, 1-16, 1-17, 1-18, 1-19, 1-20, 1-21, 1-22, 1-23, 1-24, 2, 9	73.74 ha	
	25	林班内全林小班	98.01 ha	
	26	1, 2, 3, 4, 5, 5-1, 5-2, 6, 6-1, 7, 8, 8-1, 9, 10, 11, 13-5, 14, 14-1, 14-2, 14-3, 14-4, 14-5, 14-6, 14-7, 15, 16, 18, 19, 20-1, 20-3, 24, 26, 26-1, 35, 35-1, 38, 39, 39-1, 40, 40-1	63.82 ha	
	27	1, 1-1, 2, 3, 4, 4-2, 4-3, 4-4, 5, 6-1, 6-2, 6-5, 6-6, 7, 7-1, 7-2	86.47 ha	
	28	林班内全林小班	61.59 ha	
	29	林班内全林小班	136.83 ha	
	30	1, 1-1, 1-2, 1-3, 1-4, 1-5, 1-6, 1-7, 1-8, 1-9, 1-10, 1-11, 1-12, 1-13, 1-14, 1-15, 1-16, 1-17, 1-18, 1-19, 1-20, 1-21, 1-22, 1-23, 1-24, 1-25, 1-26, 1-27, 1-28, 1-29, 1-30, 1-31, 1-32, 1-33, 1-34, 1-35, 1-36, 1-37, 1-38, 1-39, 1-40, 1-41, 1-42, 1-43, 1-44, 1-45, 1-46, 1-47, 1-48, 1-49, 1-50, 1-51, 1-52, 1-53, 1-54, 1-55, 1-56, 1-57, 1-58, 1-59, 1-60, 1-61, 1-62, 1-63, 1-64, 1-65, 1-66, 1-67, 1-68, 1-69, 1-70, 1-71, 2, 2-1, 2-2, 2-3, 2-4, 2-5, 2-6, 3, 3-1, 4, 5, 5-1, 6, 7, 8, 9, 12, 13, 14, 14-1, 15, 16, 17, 18, 22, 22-1, 23, 24, 25, 26, 29-2, 30, 31, 32, 32-1, 33, 33-1, 33-2, 34, 34-1, 34-2, 40, 43, 44, 45, 46, 46-1, 55, 55-3, 59	107.72 ha	
	31	17-2, 17-8, 17-11, 17-13, 17-18, 17-27, 17-29	2.19 ha	
	32	3, 8-1, 8-4, 8-5, 8-9, 8-11, 8-18	2.71 ha	
	33	18-2, 18-3, 25-1	2.18 ha	
	34	5, 5-1, 5-2, 5-3, 5-4, 5-5, 5-6, 5-7, 5-8, 5-9, 5-10, 5-11, 5-13, 5-14, 6, 7, 8, 10, 11, 11-1, 11-2, 13, 14, 15, 21-6, 21-7, 21-8, 24-2, 24-3, 24-5, 24-6, 24-7, 24-8, 24-9	37.94 ha	
	35	10, 10-1, 11-1, 11-2, 13, 14, 18-4	7.78 ha	
	41	66	3.59 ha	
	43	5, 5-1, 5-2, 6, 6-1	3.00 ha	
	44	1, 1-1, 1-2, 1-3, 1-4, 1-5, 1-6, 1-7, 1-8, 1-9, 1-10, 1-11, 1-12, 1-13, 1-14, 1-15, 1-16, 1-17, 2, 2-1, 2-2, 5-4, 1-18, 1-19, 2-3, 3, 4, 5, 5-1, 5-2, 5-3, 5-5, 5-6	82.63 ha	
	45	20, 23, 23-1, 23-2, 23-3, 23-4, 23-5, 23-6, 23-7, 23-8, 24, 28, 29, 29-1, 29-2, 29-3, 29-4, 29-5, 29-6, 29-7, 30, 31, 31-1, 31-2, 32, 32-1, 32-2, 32-3, 33, 34, 34-1, 36	25.19 ha	
	46	62-2, 63, 65, 68, 68-1, 69, 72-1, 73	7.88 ha	
47	1, 2, 2-1, 3, 4, 5, 6-1, 6-2, 6-4, 6-5, 6-6, 7, 8-1, 9, 9-1, 9-2, 9-3, 9-4, 9-5, 9-6, 10, 11, 11-1, 11-2, 11-3, 11-4, 12, 12-1, 14, 15, 16, 17, 18, 19, 20, 21, 21-1, 22, 23, 23-1, 24, 24-1, 24-2, 24-3, 24-4, 25, 26, 26-1, 27, 27-1, 28, 28-1, 29, 29-1, 29-2, 30, 30-1, 31	59.14 ha		
48	61-1, 81-1	5.77 ha		
49	3-2, 4, 4-1, 4-3, 4-4, 4-5, 4-6, 4-7, 4-8, 4-9, 4-10, 4-11, 4-12, 4-13, 4-14, 4-15, 4-16, 5-3, 5-5, 5-8, 5-15, 5-16, 5-17, 6, 6-1, 6-2	39.17 ha		
51	6-1, 22, 23, 24, 25, 26, 27, 28-1, 28-2, 28-3, 28-4, 28-5, 33, 34, 35, 36, 37, 38, 39, 40, 41, 42, 43, 48, 50	8.31 ha		
52	1-10, 1-12, 1-13, 1-14, 1-17, 1-18, 1-20, 1-22, 1-23, 1-24, 1-25, 1-26, 1-27, 3, 4, 4-1	53.59 ha		
53	1, 1-1, 1-2, 1-3, 1-4, 1-5, 1-6, 1-7, 1-8, 1-9, 1-10, 1-11, 1-12, 1-13, 1-14, 1-15, 1-16, 1-19, 1-20, 1-21, 1-22, 1-23, 1-24, 1-25, 1-26, 1-27	63.02 ha		

別表2 公益的機能別施業森林における区域別森林施業の方法

区分	森林の区域		面積	施業の方法
	林班	小班		
(2)①山地災害防止等機能維持増進森林	54	8, 8-1, 8-3, 8-4, 8-5, 8-6, 8-7, 8-8, 10, 10-1, 10-2, 10-3, 10-4, 10-5, 10-6, 10-7, 10-8, 11, 2, 2-3, 5-7, 5-8, 8-2, 9-1, 9-2	30.79 ha	長伐期施業 (標準伐期のおおむね2倍以上)
	55	2, 2-1, 2-2, 2-3, 3, 3-3, 3-4, 3-5, 4-3, 4-4, 12-2, 12-4, 12-7, 13-1, 14, 3-1, 3-2	39.01 ha	
	56	16, 16-1, 16-2, 16-3, 16-4, 16-5, 16-6, 16-7, 16-8, 16-9, 16-10, 16-11, 16-12, 16-13, 16-14, 16-15, 16-16, 16-17, 17, 20, 24, 26, 26-1, 27	90.77 ha	
	57	30-3, 30-4, 33-1, 35, 37-2, 37-3, 37-4, 37-5, 37-6	37.80 ha	
	58	11-15, 11-16, 11-18, 13-11, 13-13, 13-14, 13-15, 14, 19, 19-1, 19-5, 19-7, 19-8, 20, 21, 23, 25-2, 25-3, 26, 27, 28, 30-1	59.78 ha	
	68	14-1	0.23 ha	
	69	2, 3, 3-1, 3-2, 4, 5-1, 7, 8, 8-1, 9, 10, 11, 11-2, 11-3, 21-1, 39-5, 40-1, 41	25.81 ha	
	70	61, 61-1, 61-2, 77, 78, 79-1, 80	12.65 ha	
	72	14, 23, 25, 26, 27, 29, 32, 32-1, 46, 47, 48, 49, 52, 52-1, 55, 58, 64, 65, 66, 66-1, 66-2, 67, 68, 76, 76-1, 77, 78, 80, 86, 87, 90, 91, 92, 95, 100	29.22 ha	
	73	92, 101, 101-1, 101-2, 101-3, 101-4, 102-1, 102-2, 103, 107, 112, 113, 114, 115, 116, 117, 120, 124, 125, 126, 127, 129, 130, 131, 132, 132-1, 21-1, 21-2, 21-3, 23, 23-1, 27, 37, 37-1, 38-1, 38-2, 40, 45, 45-1, 46-1, 118, 118-1, 118-2, 118-3, 118-4, 118-5, 118-6, 118-7, 118-8, 118-9, 119, 121, 133	46.48 ha	
	75	21, 30, 31, 35, 35-1, 35-2, 35-3, 38, 44-2, 44-3, 44-4	12.92 ha	
	78	19, 20, 28, 30, 31	0.37 ha	
	79	24-4, 25, 26, 26-1, 36, 40, 41, 41-1, 41-2, 47-2, 48, 49, 49-1, 49-2, 55, 55-1, 55-5, 55-6, 55-8, 55-10, 55-11, 56, 56-1, 56-2, 56-3, 57, 57-1	33.43 ha	
	81	1, 1-1, 1-2, 1-3, 1-4, 1-5, 1-6, 1-7, 2, 3, 4, 5, 6, 7, 8, 9, 11, 11-1, 11-5, 12, 12-1, 13, 14, 19-2, 20, 20-1, 20-2, 22, 22-2, 23	16.04 ha	
	82	74	0.07 ha	
	84	50, 51, 53, 53-1	0.42 ha	
	87	5, 6-1, 6-2, 12	4.53 ha	
	93	8, 8-1	3.85 ha	
	96	33-1, 33-2, 33-3, 33-4, 33-5, 33-6, 33-7, 33-8, 33-9, 33-10, 33-11, 33-12, 33-13, 33-14, 33-15, 33-16, 33-17, 35, 36, 38-4, 38-5, 38-6, 41, 43, 44, 45, 51, 52	18.37 ha	
	97	2, 2-1, 2-2, 2-3, 2-4, 2-5, 2-6, 2-7, 2-8, 2-9, 2-10, 2-11, 2-13, 2-15, 2-17, 2-18, 2-19, 2-20, 2-21, 2-22, 2-23, 2-24, 2-25, 4, 5, 6, 7, 8, 9, 10, 11, 12, 13, 14, 16, 18	36.08 ha	
98	3, 4, 7-1, 8, 9, 10, 11, 13, 14-1, 14-2, 14-3, 14-4, 14-5, 14-6, 14-7, 14-8, 14-9, 14-10, 14-11, 14-12, 14-13, 14-14, 14-15, 14-16, 14-17, 14-18, 15, 16, 17, 18, 19, 20, 21, 22, 23	36.15 ha		
99	18-12, 18-13, 25, 26, 27, 28, 29, 30, 32, 50-7, 50-8, 50-9, 50-11, 51, 52, 53, 54, 55, 56, 57, 58, 69, 70, 71, 72, 72-1, 72-2, 72-3, 72-4	12.65 ha		
108	18, 18-1, 22, 25, 26, 26-1, 26-2, 26-3, 27, 27-1, 27-2, 28, 33, 34-1, 37, 38, 40	21.32 ha		
110	13, 14, 15, 39, 46, 47, 48, 49, 84, 84-1, 84-2, 84-3, 84-6, 84-7, 85-1, 85-3, 85-4, 85-5, 85-7, 92, 101, 106, 111, 112, 113, 119-1, 119-2, 119-3, 119-4, 119-5, 119-6, 119-9, 120, 130, 130-1, 130-2, 130-4, 130-5, 130-9, 130-11, 130-13, 130-14, 130-16, 130-17, 130-18, 130-19, 130-20, 130-21, 130-24, 130-27, 130-28, 130-33, 130-37, 130-43, 130-45, 130-47, 130-49, 130-51, 130-52	17.77 ha		
合計			1,717.56 ha	
(2)②快適環境形成維持増進森林	(該当なし)		0.00 ha	
合計			0.00 ha	
(2)③保健文化機能等維持増進森林	31	28	5.88 ha	長伐期施業 (標準伐期のおおむね2倍以上)
	32	8-31	5.04 ha	
	41	64, 65, 65-1, 65-2, 65-3, 65-4, 65-5, 65-6, 65-7, 69, 69-1, 69-2	7.38 ha	
	42	1, 1-1, 5	6.07 ha	
	72	81-2, 81-3, 81-4, 81-6, 81-8, 81-9, 81-10, 81-11, 81-12, 81-13, 81-14, 81-15, 81-16, 81-17	5.34 ha	
合計			29.71 ha	

別表2 木材等生産機能の維持増進を図る森林における区域別森林の施業方法

区分	森 林 の 区 域		面積	施業の方法
	林班	小 班		
木材等生産機能 維持増進森林		(該当なし)	0.00 ha	
	合 計		0.00 ha	

別表3 計画期間内において間伐を実施する必要があると認められる森林の所在

区分	森 林 の 区 域		面積	面積
	林班	小 班		
		(該当なし)		



別表4 基幹路網の整備計画

路線名	起終点位置		延長 (m)	利用施業		他の路線との関係			対図 番号	備考
	林班	小班		種類	数量(ha)	名称	種類	箇所		
館ヶ沢	109	139	5,000	間伐	50 ha	大沢滝ノ下線	林道	館ヶ沢	基	-1
	107	42 -1								
馬場川通	34	21	2,200	素材 生産	35 ha	川通馬場線 柳沢線	村道	馬場 柳沢	基	-2
	33	14 -20								
沼又柳沢	32	8	2,500	素材 生産	70 ha	397号線 柳沢線	国道	沼又 柳沢	基	-3
	33	52								
鳥谷沢 掃部畑	80	4	2,500	素材 生産	94 ha	金山線 松ヶ沢線	林道	鳥谷沢 松ヶ沢	基	-4
	77	116								
谷地天江	45	4	3,600	素材 生産	98 ha	高能率 白岩小沢線	作業道	徳谷地	基	-6
	46	59 -4								
金山蝸牛線	94	30	2,000	素材 生産	70 ha	肴沢線 大沢滝ノ下線	作業道	肴沢 金山蝸牛	基	-7
	94	30 -5								
巖溪山線	110	8	4,000	素材 生産	200 ha	巖溪迎田線	村道	迎田	基	-8
	109	55 -3								
析倉	99	9 -11	4,000	素材 生産	150 ha	大沢滝ノ下線 館ヶ沢線	林道	荒砥沢 巻ノ上	基	-9
	104	9 -8								
切留白石 小沢	67	7	3,200	素材 生産	231 ha	342号線	国道	草ノ台	基	-10
合計	9 路線		29,000 m		(998 ha)	ゆえに路網密度は			29 m/ha	

別表4 細部路網の整備計画

路線名	起終点位置		延長 (m)	利用施業		他の路線との関係			対図 番号	備考
	林班	小班		種類	数量(ha)	名称	種類	箇所		
中仁井田沢	3	54	1,200	保育	19 ha	大日向線	林道	中仁井田沢	作	-1
	3	22 -2								
不動沢	9	29	2,300	間伐	32 ha	不動沢線	村道	不動沢	作	-2
	9	6								
西ノ沢	12	4	1,500	間伐	40 ha	西ノ沢線	林道	西ノ沢	作	-3
	12	1 -2								
岩ノ目沢	14	1 -8	1,500	間伐	50 ha	岩ノ目沢線	林道	岩ノ目沢	作	-4
	14	1 -7								
本山	89	1	1,000	間伐	10 ha	本山線	林道	本山	作	-5
	89	5 -2								
三又上野	20	4 -2	1,000	間伐	10 ha	三又線	村道	上野	作	-6
	20	10								
岩井2号	22	1 -9	2,000	間伐	40 ha	岩井沢線	林道	岩井	作	-7
	22	1								
菅又2号	26	20	1,300	保育	15 ha	横手 東成瀬線	県道	菅又	作	-9
	26	7								
土倉3号	29	5 -9	1,500	間伐	20 ha	馬場線	村道	土倉	作	-10
	29	5 -1								
真木大沢	84	3 -1	1,200	間伐	30 ha	真戸真木線	農道	真木	作	-11
	85	41 -1								
岩ノ目沢 金山	80	4	1,200	保育	20 ha	金山線	林道	金山	作	-12
	82	69								
火石小沢 掃部畑	77	123	1,100	造林	38 ha	松ヶ沢線	村道	掃部畑	作	-13
	77	116 -20								
豊ヶ沢	38	80 -4	1,500	保育	58 ha	豊ヶ沢線	林道	豊ヶ沢	作	-14
	38	80 -83								
明通	40	82	1,300	保育	15 ha	間木線	作業道	明通	作	-15
	41	10 -1								
合計	14 路線		19,600 m		(397 ha)	ゆえに路網密度は			49 m/ha	

別表5 民有林『緑の回廊』設定区域

区分	森林の区域					面積	摘要
	林班	小班	大字	小字	地番		
民有林『緑の回廊』	26	2	岩井川	菅又	91-9	6.22 ha	
	26	1	岩井川	菅又	91-89	6.29 ha	
	26	4	岩井川	菅又	91-90	7.59 ha	
	27	5	岩井川	土倉	40-24	15.36 ha	
	27	2	岩井川	土倉	40-23	12.92 ha	
	27	1	岩井川	土倉	40-22	15.00 ha	
	28	1-1	岩井川	土倉	40-1	58.46 ha	
	28	1	岩井川	土倉	40-1	3.13 ha	
	29	2-2	岩井川	土倉	59	15.95 ha	
	29	1-4	岩井川	土倉	58	1.43 ha	
	29	2-1	岩井川	土倉	59	3.06 ha	
	29	1-1	岩井川	土倉	58	3.36 ha	
	29	1-9	岩井川	土倉	58	0.46 ha	
	29	1-2	岩井川	土倉	58	0.31 ha	
	29	1-14	岩井川	土倉	58	0.59 ha	
	29	1-3	岩井川	土倉	58	0.70 ha	
	29	1	岩井川	土倉	58	1.03 ha	
	29	2	岩井川	土倉	59	0.04 ha	
	29	1-21	岩井川	土倉	58	4.14 ha	
	29	1-45	岩井川	土倉	58	3.10 ha	
	29	5-1	岩井川	土倉	47	4.17 ha	
	29	1-43	岩井川	土倉	58	1.50 ha	
	29	1-47	岩井川	土倉	58	3.20 ha	
	29	5-2	岩井川	土倉	47	3.78 ha	
	29	2-3	岩井川	土倉	59	3.40 ha	
	30	1-2	岩井川	土倉	30	6.52 ha	
	29	1-46	岩井川	土倉	58	2.01 ha	
	30	1-1	岩井川	土倉	30	1.14 ha	
	29	2-4	岩井川	土倉	59	36.75 ha	
	30	1-44	岩井川	土倉	30	39.46 ha	
29	1-44	岩井川	土倉	58	5.36 ha		
29	1-41	岩井川	土倉	58	0.48 ha		
合計						266.91 ha	

民有林『緑の回廊』位置図



別表6 森林法施行規則(昭和26年農林省令第54号)第33条第1項第1号口の規定による区域

区域名	森林の区域 (関係する林班)	面積
田子内北部	1, 2, 3, 4, 5, 6, 7, 8, 9, 10, 11, 12, 13, 14, 15, 16	1,012.44 ha
田子内南部	87, 88, 89, 90, 91, 92, 93, 94, 95, 96, 97, 98, 99 100, 101, 102, 103, 104, 105, 106, 107, 108, 109, 110	1,383.17 ha
岩井川	17, 18, 19, 20, 21, 22, 23, 24, 25, 26, 27, 28, 29, 30, 31, 32, 33, 84, 85, 86	1,574.59 ha
樺川	34, 35, 36, 37, 38, 39, 40, 41 74, 75, 76, 77, 78, 79, 80, 81, 82, 83	1,552.61 ha
大柳東部	42, 43, 44, 45, 46, 47, 48, 49, 50, 51, 52, 53, 54, 55, 56, 57	1,092.23 ha
大柳西部	60, 61, 62, 63, 64, 65, 66, 67, 68, 69, 70, 71, 72, 73	1,421.67 ha

別表7 秋田県水源森林地域の保全に関する条例に定める水源森林地域

水源森林地域の名称	指定された森林の区域 (関係する林班)	指定区域面積
東成瀬村水源森林地域	4, 5, 6, 7, 8, 11, 13, 14, 15, 22, 23, 30, 31, 34, 36, 37, 38, 48, 49, 50, 63, 64, 65, 82, 87, 88, 89, 90, 91, 93, 94, 95, 101, 102, 103, 104, 105, 106, 107	2,963.09 ha